
第3次千葉市学校教育推進計画

第6次千葉市生涯学習推進計画

(案)

はじめに

このたび、本市教育の基本指針となる、「第3次千葉市学校教育推進計画」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画」を令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間として策定いたしました。

「第3次千葉市学校教育推進計画」は、本市学校教育の目指すべき子どもの姿を「夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども」とし、これを実現するための教育目標として「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」を掲げ、この目標の達成に向け、6つの柱と21の施策方針をまとめています。

この計画の推進にあたっては、学校・家庭・地域・行政の四者が、「子どもの成長と自立を支える」という共通の目的のもと、連携・協働して、よりよい学校教育の実現を図っていきます。

また、「第6次千葉市生涯学習推進計画」は、計画目標「新しい時代の市民の学びを支え、生活や地域・社会に生かし、多様な主体と連携し合えることで持続可能な社会を形成できる環境をつくる～一人ひとりが学びを通して成長し みんなが輝くまち 千葉市～」の実現に向け、3つの施策展開の方向性と7つの施策をまとめています。

この計画においては、市民の「学びはじめ」から「多種多様な学習活動」を経て「学びによって得た知識や経験が社会に還元される活力あるコミュニティ」が実現できる環境づくりを、様々な主体が相互に連携・協働して進めることとしています。

今後も、両計画に基づく教育施策を着実に実施していくことで、「人間尊重の教育」を基調とする本市の教育施策を、深化・充実させ、これまで以上に「千葉市で学んでよかった」「千葉市で学ばせてよかった」と思える教育を目指してまいります。

市民の皆様には、本市の教育に一層の御理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

おわりに、千葉市学校教育審議会委員や千葉市生涯学習審議会委員をはじめ、各種意識調査や意見聴取など、両計画の策定にあたり貴重な御意見等を頂きました皆様に厚く御礼申し上げます。

令和5年1月
千葉市／千葉市教育委員会

目次

序章	1
1 千葉市の教育行政について	2
1 第3次学校教育推進計画・第6次生涯学習推進計画の位置づけ	2
（1）法的な位置づけ	2
（2）本市の計画行政における位置づけ	2
（3）千葉市の教育に関する大綱との調和	2
2 第3次学校教育推進計画・第6次生涯学習推進計画の計画期間	4
3 第3次学校教育推進計画・第6次生涯学習推進計画の推進	4
（1）PCDAサイクル等に基づく計画の進行管理	4
（2）中間年度におけるアクションプランの見直し	4
第1章 第3次千葉市学校教育推進計画	5
総論	7
1 現状と課題	8
1 全体の評価について（令和3年度）	8
2 各評価指標の状況について	8
2 保護者や教職員の意識について	25
1 意識調査概要	25
2 意識調査結果	26
3 第3次計画策定について	30
1 第3次計画策定の基本方針	30
2 第3次計画が目指す学校教育の姿	31
3 第3次計画策定において留意すべき事項	32
4 第3次計画の全体像	34
各論	37
1 確かな学力の育成	39
施策方針1-1	40
施策方針1-2	43
施策方針1-3	46
2 豊かな心の育成	48
施策方針2-1	49

施策方針 2-2	52
施策方針 2-3	56
3 健やかな体の育成	59
施策方針 3-1	60
施策方針 3-2	61
施策方針 3-3	66
4 質の高い教職員	68
施策方針 4-1	69
施策方針 4-2	71
5 魅力ある教育環境	74
施策方針 5-1	75
施策方針 5-2	79
施策方針 5-3	82
施策方針 5-4	84
施策方針 5-5	87
6 個別の支援が必要な児童生徒へのサポート	89
施策方針 6-1	90
施策方針 6-2	94
施策方針 6-3	98
施策方針 6-4	100
施策方針 6-5	102
参考資料	104
1 参考資料	105
1 小・中学校児童生徒の推移	105
2 策定体制	106
3 第3次千葉市学校教育推進計画策定本部設置要綱	107
4 策定スケジュール	109
2 用語解説	110
第2章 第6次千葉市生涯学習推進計画	115
総論	117
1 生涯学習の理念	118
2 現状と課題	119
1 全体の評価について（令和3年度）	119
2 各成果指標の現状について	119
3 生涯学習に関する市民の意識について	122

1	千葉市生涯学習基礎調査概要	122
2	意識調査結果	123
4	第6次千葉市生涯学習推進計画策定について	130
1	第6次千葉市生涯学習推進計画策定の基本方針	130
2	第6次千葉市生涯学習推進計画のあらたな視点	131
3	第6次千葉市生涯学習推進計画策定において留意すべき事項	131
5	第6次千葉市生涯学習推進計画の全体像	132
各論		137
1	学習活動のきっかけと場の提供	138
	基本施策1-1 生涯学習の普及啓発	138
	基本施策1-2 学習環境の整備	142
2	多様な学習機会の充実	146
	基本施策2-1 郷土や地域への愛着を深める学習機会の提供	146
	基本施策2-2 市民ニーズに対応した学習機会の提供	151
	基本施策2-3 現代的課題に対応する学習機会の提供	154
3	学びを生かした活力あるコミュニティづくり	158
	基本施策3-1 地域の担い手となる人材の発掘・育成	158
	基本施策3-2 市民の参加・協働による学習成果の活用	161
参考資料		165
1	参考資料	166
1	生涯学習施設	166
2	策定体制	168
3	策定経過	169
2	用語解説	170

序 章

1 千葉市の教育行政について

本市の教育施策は、「人間尊重の教育」を基調としており、学校教育については、平成21年度に学校教育推進計画を策定し、目指すべき子どもの姿である「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」の実現を図るため、教育目標「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」を定め、第2次を経て様々な施策に取り組んできました。

同様に、生涯学習については、平成5年度に「生涯学習推進基本構想」を策定し、平成7年度から第5次にわたり生涯学習推進計画を策定し、生涯学習社会の実現を図るため、様々な施策に取り組んできました。

一方、中長期的な市政運営の基本指針となる「千葉市基本計画」（計画期間：令和5年度～令和14年度）が策定されるとともに、国において次期「教育振興基本計画」（計画期間：令和5年度～令和9年度）の策定が進められています。

本市の今後の教育行政の指針となる「第3次千葉市学校教育推進計画」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画」は、次期「教育振興基本計画」踏まえるとともに、「千葉市基本計画」との整合性を考慮しながら策定しました。この2つの計画に沿って、本市の現状に即した教育行政に取り組んでまいります。

1 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画の位置づけ

（1）法的な位置付け

「第3次千葉市学校教育推進計画」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画」は、教育基本法第17条第2項に基づく、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、策定するものです。

（2）本市の計画行政における位置付け

本市の計画行政における個別部門計画として位置付け、本市の総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）と連携・整合を図ることとし、本計画に位置付ける個別事業の推進にあたっては、実施計画への位置付けや毎年度の予算編成において、実施時期及び事業量を定めま

（3）千葉市の教育に関する大綱 との調和

地方公共団体の長は、総合教育会議の設置とともに、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることとされています。

本市の「第3次千葉市学校教育推進計画」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画」は、「千葉市の教育に関する大綱」と調和した計画となっています。

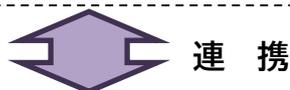
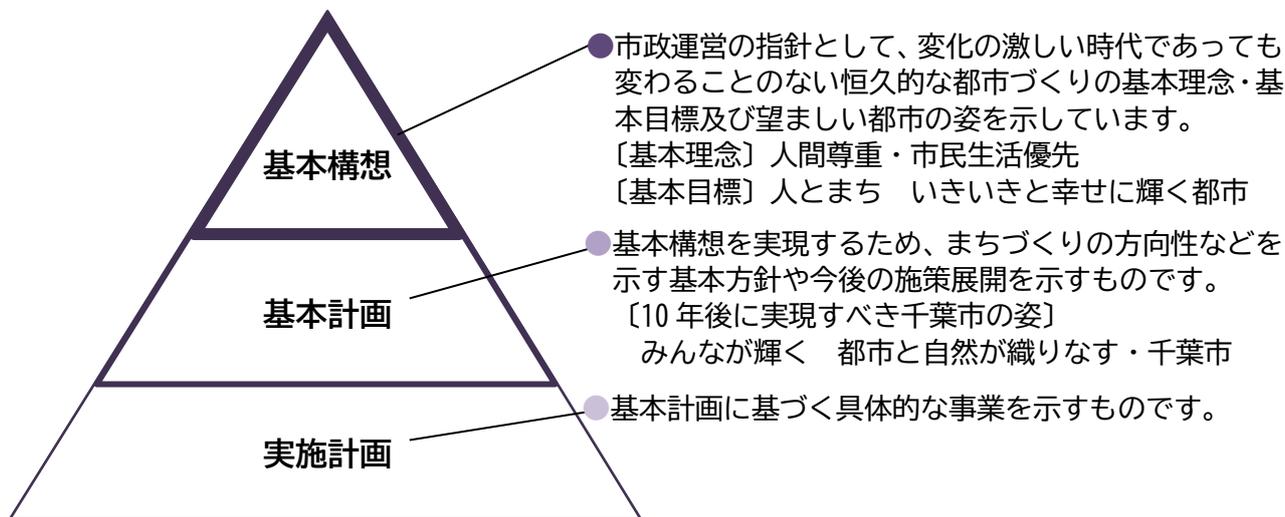
参考

本市の計画行政

千葉市総合計画の計画体系

市の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成

「人とまち いきいきと幸せに輝く都市」の実現のために、将来を見据えた中長期的な市政運営の基本方針を示し、必要な施策・取組みを、総合的かつ体系的に取りまとめた計画。



個別部門計画

市政の特定課題等に対応するため各部局が策定する方針・計画

第3次千葉市学校教育推進計画	令和5年度～令和14年度	
第6次千葉市生涯学習推進計画	令和5年度～令和14年度	他

2 第3次学校教育推進計画・第6次生涯学習推進計画の計画期間

両計画が中・長期的な視点に立った施策を明示するものであること、また、国の「第4期教育振興基本計画」（令和5年度～令和9年度）の計画が令和5年度からであることを踏まえつつ、「千葉市基本計画」（令和5年度～令和14年度）との整合を図るため、市基本計画と同じ10年間とします。ただし、令和9年度に中間見直しを図ります。また、社会状況の変化等から、必要に応じて中途での部分修正を行うこともあります。

計画	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
千葉市学校教育推進計画 千葉市生涯学習推進計画		第3次 第6次					中間 見直し					
千葉市基本計画		千葉市基本計画										
千葉市実施計画		第1次		第2次			第3次					
千葉市の教育に関する大綱		千葉市の教育 に関する大綱										
教育振興基本計画		第4期										

3 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画の推進

(1) PCDAサイクル等に基づく計画の進行管理

計画（Plan）に基づく、実施（Do）と確認・評価（Check）、さらには改善行動（Act）へと続くマネジメントを、適切に行います。

両計画の評価にあたっては、成果指標の達成状況により評価することとし、計画策定時の「令和4年度末現状」に対し、「令和9年度末中間目標」を明示し、各年度の決算時に計画の進行管理を行い、公表します。そして、令和9年度に中間見直しを行い、「令和14年度最終目標」を設定し、同様に進行管理を行い、公表することとします。

(2) 中間年度におけるアクションプランの見直し

両計画の期間が10年間であることから、変化への対応と実行力のある計画とするため、アクションプランについては、中間年度（令和9年度）での見直しを行うこととします。

令和9年度に計画策定からの評価と検証を行い、令和10年度からのアクションプランを再構築します。

第1章

夢にチャレンジ 未来を拓け！

～すべての子どもたちの可能性を引き出す千葉市の学び応援プラン～

(第3次千葉市学校教育推進計画)

.

総論

目次

1	現状と課題	8
2	保護者や教職員の意識について	25
3	第3次計画策定について	30
4	第3次計画の全体像	34

1 現状と課題

確かな学力の定着や規範意識の向上、地域の教育力を一層生かした教育活動の展開などの課題を踏まえ、第2次学校教育推進計画（以下「第2次計画」）では、子どもを取り巻く状況の変化に的確に対応した計画づくりを行うとともに、学校・家庭・地域・行政の四者が連携・協働して学校教育を推進してきた。

第2次計画の進捗状況は以下のとおり。

1 全体の評価について（令和2年度）

成果指標は達成状況×の項目が多く、順調であるとは言えなかった。一方で、アクションプランは「達成」「順調」の項目が多く、おおむね順調に進捗していることから、実施している取組が指導の達成成果として表れていないことが分かった。

	成果指標				アクションプラン					
		◎	○	×	－	達成	順調	遅れ	休止	
学校教育分野	54	2	2	10	40	108	24	67	12	5

◎ … 最終目標値（R3目標値）以上のもの
 ○ … 中間目標値（H30目標値）以上のもの
 × … 中間目標値（H30目標値）未満のもの
 － … 達成率で評価しない（できない）もの

達成 … 最終目標（R3目標）以上のもの
 順調 … おおむね順調に進捗しているもの
 遅れ … 進捗状況に遅れが出ているもの
 休止 … 事業を休止したもの

2 各成果指標の状況について

全体的な傾向としては、多くの成果指標において、ここ5年間それほど大きな変化がない状況であることが見て取れる。また、全国平均と比較しても大きく差がない指標が多い。一方、各成果指標を個別に見ていくと、以下のようなことが分かる。

- 「学校の勉強がよくわかる児童生徒の割合（No.18）」
 中2については増加しているが、小3及び小5についてはほぼ横這いです。また、「学校の勉強が好きだと思う児童生徒の割合（No.1）」は、中2については増加しているが、小3及び小5については減少傾向である。学校の勉強がわかることが学校の勉強を好きになることにつながっている可能性があると思われるが、本市としては「わかる授業」の推進に力を入れており、これらの割合についてもっと伸ばしていく必要がある。
- 「将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合（No.8）」
 小6及び中3ともに減少傾向にあり、特に中3については、全国平均と比較して低くなっている。「夢と思いやりの心を持つ」という本市が目指すべき子どもの姿を実現するためには、これらの状況を抜本的に改善していく必要がある。
- 「人の役に立つ人間になりたいと強く思う児童生徒の割合（No.6）」
 「地域や社会をよくするために、何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合（No.10）」と共に増加傾向にあり、学校内外における多様な体験活動や地域との関

わりなどを通じて、主体的に社会・地域の形成に参画し、貢献しようとする資質・態度の育成が進んでいることが分かる。

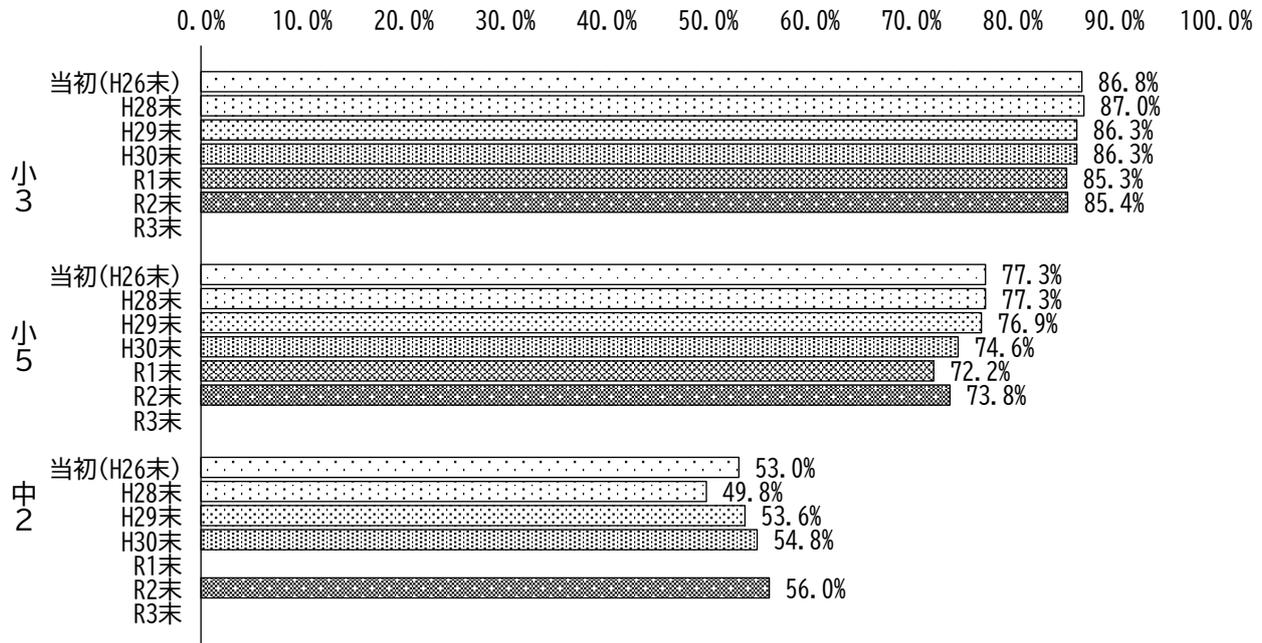
- **体力や運動習慣、朝食喫食率等 (No.11～14)**
健やかな体の育成に関する指標については、全国平均や県平均と比較して総じて良好な状況である。
- **「小・中学校における特別支援学級の個別の教育支援計画作成の割合 (No.20)」**
『卒業後を見通した連続性のある教育が行われている』と答える特別支援学校の保護者の割合 (No.21)」と共に大幅に増加しており、特別支援教育の充実は順調に進んでいると考えられる。
- **「全児童生徒数に対する不登校児童生徒の割合 (No.23)」**
「いじめ解消率 (No.24)」と共に悪化傾向にあり、特に「いじめ解消率」については、全国平均と比較して低くなっている。これらの状況の改善は喫緊の課題である。

なお、アンケートが実施されず評価ができない指標が多く、第3次学校教育推進計画（以下「第3次計画」）では同様の状況が発生することがないように留意する必要がある。

(1) 確かな学力を育てる

1-1 主体的に学ぶ力の向上

No.1 学校の勉強が好きだと思える児童生徒の割合



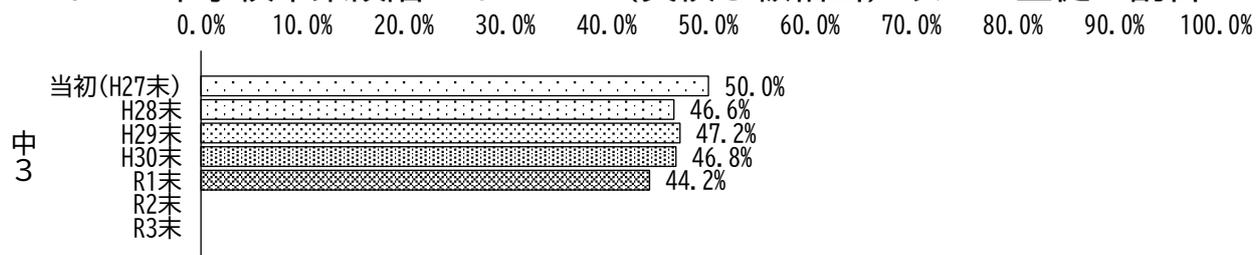
No.	成果指標	項目	当初	目標	実績				
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末
1	学校の勉強が好きだと思える児童生徒の割合	小3	86.8% (H26末)	88.0%	87.0%	86.3%	86.3%	85.3%	85.4%
		小5	77.3% (H26末)	80.0%	77.3%	76.9%	74.6%	72.2%	73.8%
		中2	53.0% (H26末)	56.0%	49.8%	53.6%	54.8%	未実施	56.0%
千葉県学力状況調査									

No.	成果指標	項目	当初	目標	実績				
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末
2	全国学力・学習状況調査における全国平均正答率との比較	小6	+1.8	+2.5	0	+1.0	0	0	未実施
		中3	+1.9	+2.5	+1.0	0	0	0	未実施
全国学力・学習状況調査									

1-2 未来へ飛躍する力の育成

No.	成果指標	項目	当初	目標	実績				
			H27 末	R3 末	H28 末	H29 末	H30 末	R1 末	R2 末
3	自分の考えや意見を発表することが得意な児童生徒の割合	小6	49.0%	53.0%	48.2%	48.2%	H30～全国学力・学習状況調査質問事項から除外		
		中3	52.5%	55.0%	50.8%	51.0%			
全国学力・学習状況調査									

No.4 中学校卒業段階で CEFR A1（英検3級相当）以上の生徒の割合

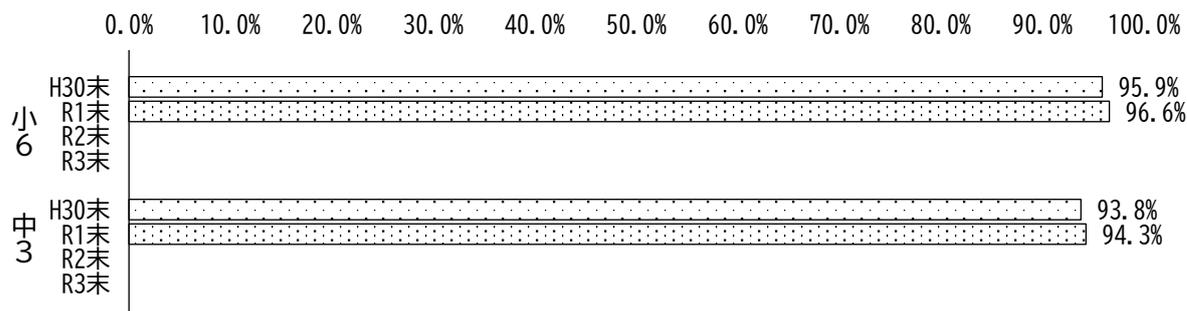


No.	成果指標	項目	当初	目標	実績				
			H27 末	R3 末	H28 末	H29 末	H30 末	R1 末	R2 末
4	中学校卒業段階で CEFR A1（英検3級相当）以上の生徒の割合	中3	50.0%	60.0%	46.6%	47.2%	46.8%	44.2%	未実施
千葉市教育委員会教育改革推進課調べ									

(2) 豊かな人間性を育てる

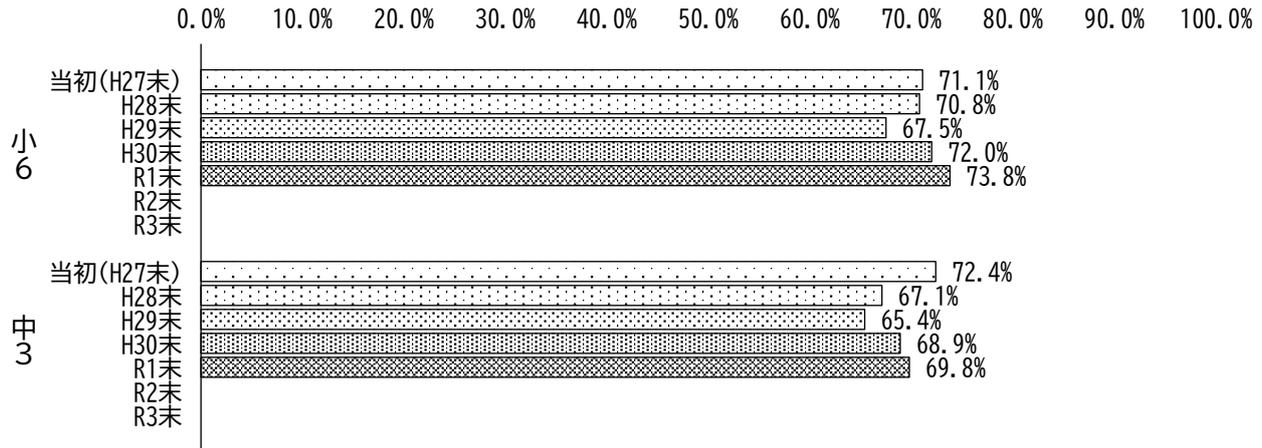
2-1 豊かな心の育成

No.5 いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合



No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					全国 (R1)
			H27 末	R3 末	H28 末	H29 末	H30 末	R1 末	R2 末	
5	いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合	小6	—	—	—	—	95.9%	96.6%	未実施	97.1%
		中3	—	—	—	—	93.8%	94.3%	未実施	95.0%
全国学力・学習状況調査										

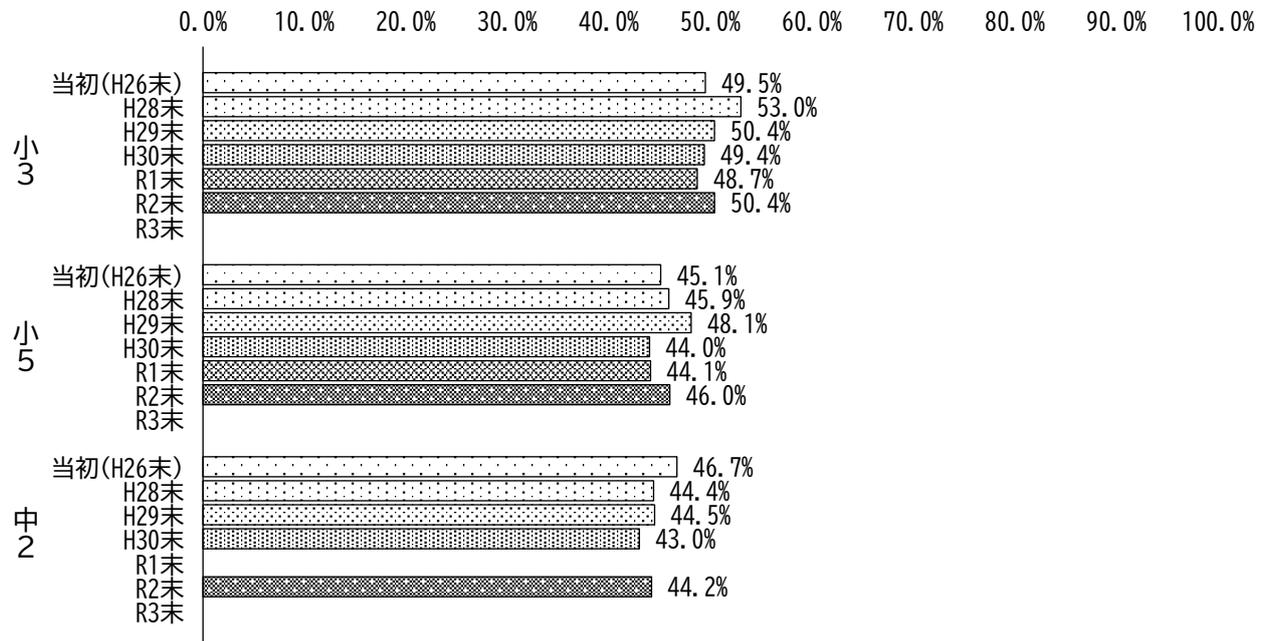
No.6 人の役に立つ人間になりたいと強く思う児童生徒の割合



No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					全国 (R1)
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	
6	人の役に立つ人間になりたいと強く思う児童生徒の割合	小6	71.1%	80.0%	70.8%	67.5%	72.0%	73.8%	未実施	74.7%
		中3	72.4%	80.0%	67.1%	65.4%	68.9%	69.8%	未実施	71.1%

全国学力・学習状況調査

No.7 読書習慣のある児童生徒の割合

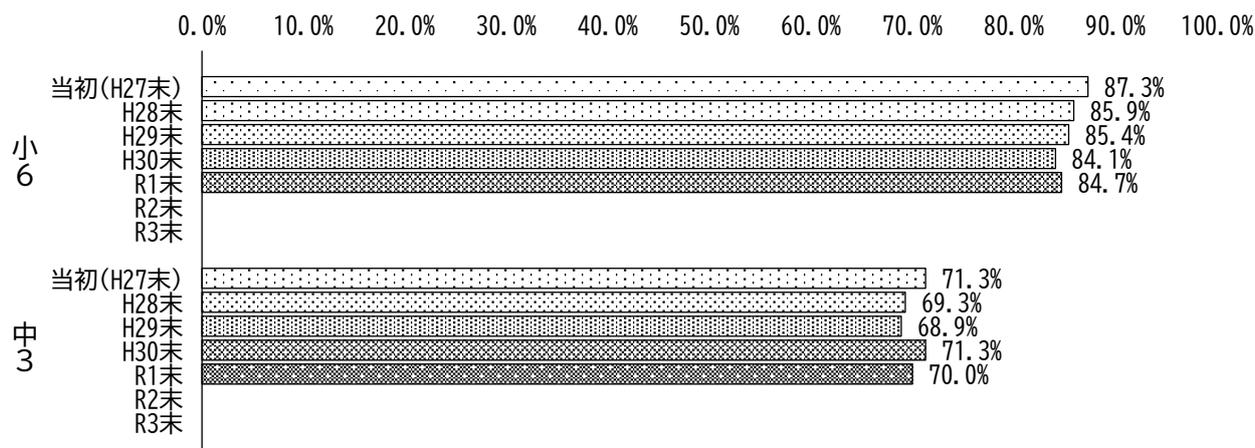


No.	成果指標	項目	当初	目標	実績				
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末
7	読書習慣のある児童生徒の割合	小3	49.5% (H26末)	55.0%	53.0%	50.4%	49.4%	48.7%	50.4%
		小5	45.1% (H26末)	52.5%	45.9%	48.1%	44.0%	44.1%	46.0%
		中2	46.7% (H26末)	52.5%	44.4%	44.5%	43.0%	未実施	44.2%

千葉県学力状況調査

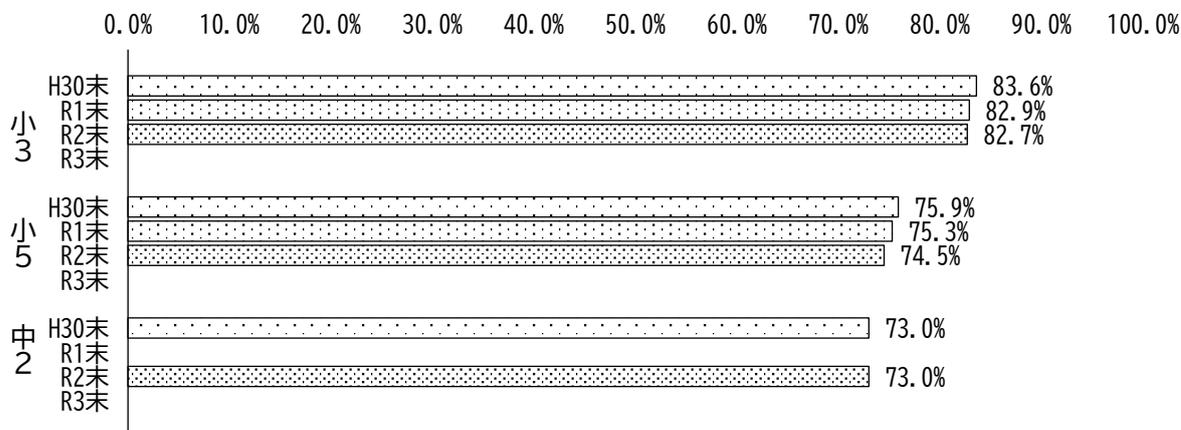
2-2 社会的自立に向けた強い心の育成

No.8 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合



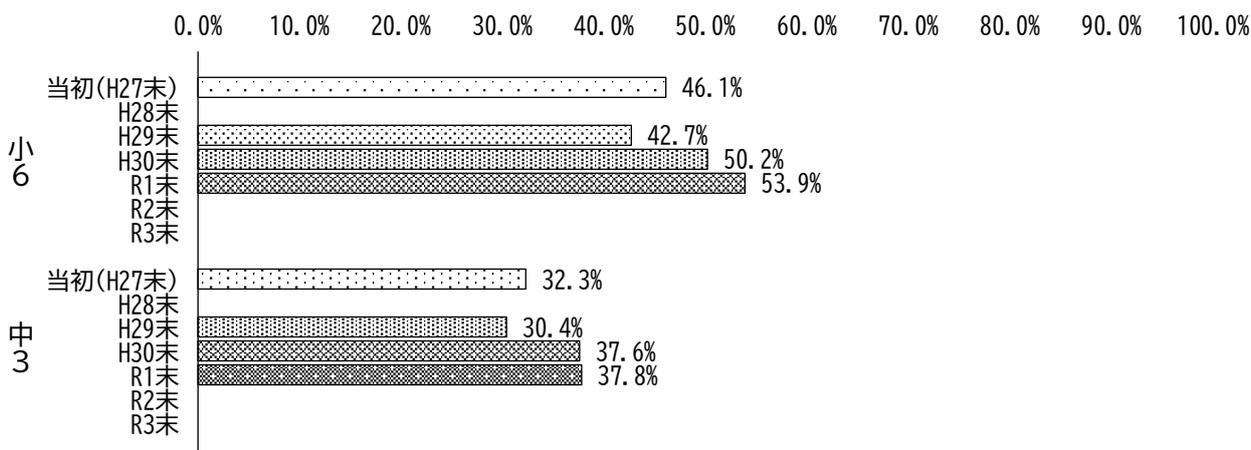
No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					全国 (R1)
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	
8	将来の夢や目標 を持っている児童 生徒の割合	小6	87.3%	90.0%	85.9%	85.4%	84.1%	84.7%	未実施	83.8%
		中3	71.3%	78.0%	69.3%	68.9%	71.3%	70.0%	未実施	79.5%
全国学力・学習状況調査										

No.9 色々なことに挑戦している児童生徒の割合



No.	成果指標	項目	当初	目標	実績				
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末
9	色々なことに挑戦 している児童生徒 の割合	小3	—	—	—	—	83.6%	82.9%	82.7%
		小5	—	—	—	—	75.9%	75.3%	74.5%
		中2	—	—	—	—	73.0%	未実施	73.0%
千葉市学力状況調査									

No.10 地域や社会をよくするために、何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合

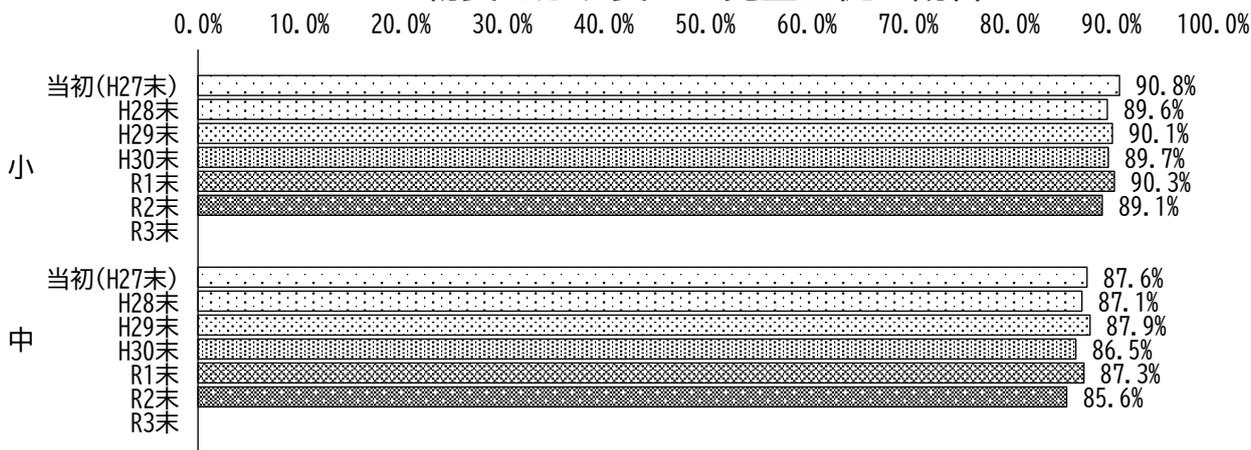


No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					全国 (R1)
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	
10	地域や社会をよくするために、何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合	小6	46.1%	48.0%	—	42.7%	50.2%	53.9%	未実施	54.5%
		中3	32.3%	35.0%	—	30.4%	37.6%	37.8%	未実施	39.4%
全国学力・学習状況調査										

(3) 健やかな体を育てる

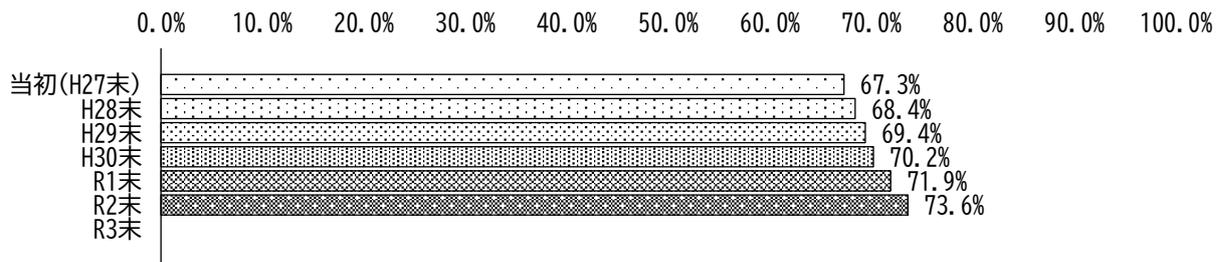
3-1 心身の健康の保持増進

No.11 朝食を必ず食べる児童生徒の割合



No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					県 (R2)
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	
11	朝食を必ず食べる児童生徒の割合	小	90.8%	100.0%	89.6%	90.1%	89.7%	90.3%	89.1%	89.0%
		中	87.6%	100.0%	87.1%	87.9%	86.5%	87.3%	85.6%	83.7%
千葉県学校給食実施状況調査										

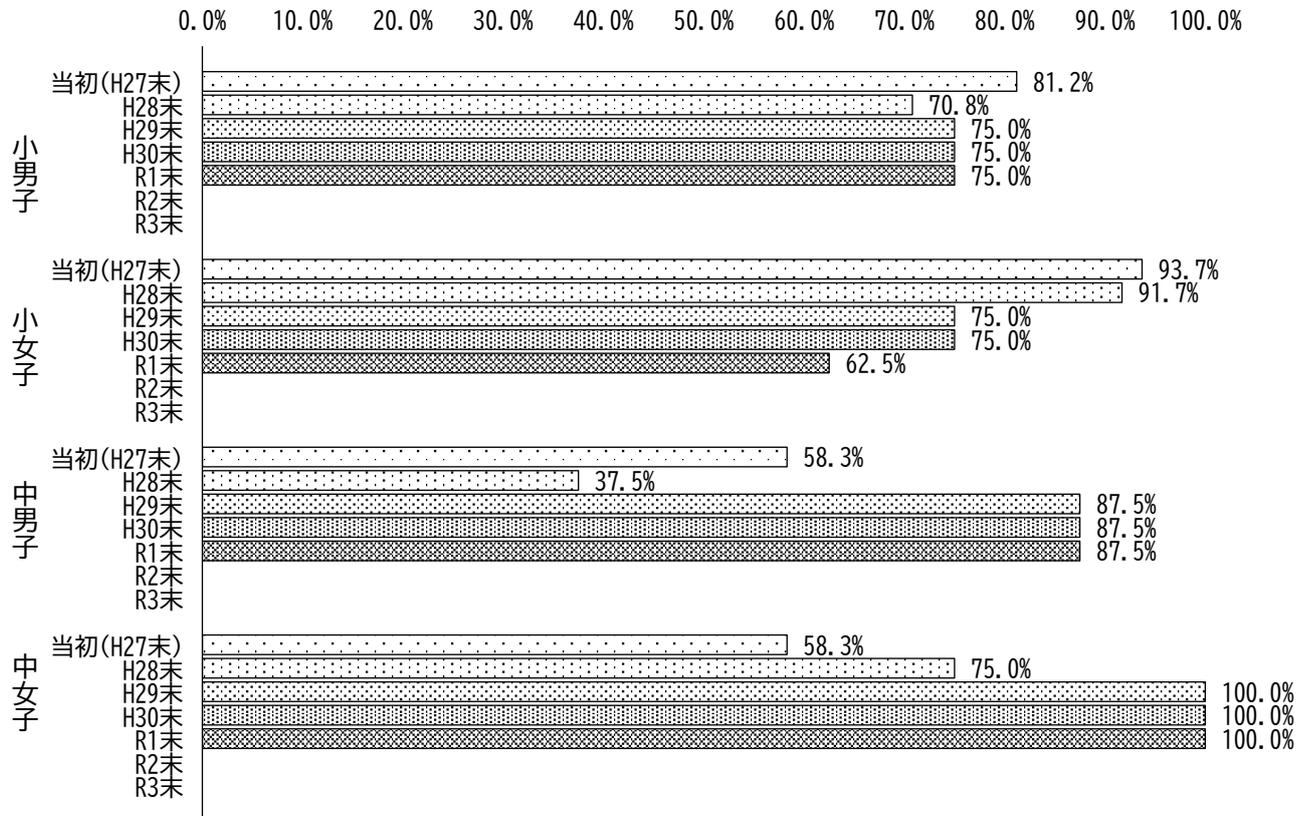
No.12 12歳児（中学1年生）で、むし歯のない生徒の割合



No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					県 (R2)
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	
12	12歳児（中学1年生）で、むし歯のない生徒の割合		67.3%	75.0%	68.4%	69.4%	70.2%	71.9%	73.6%	68.2%
千葉市学校保健統計										

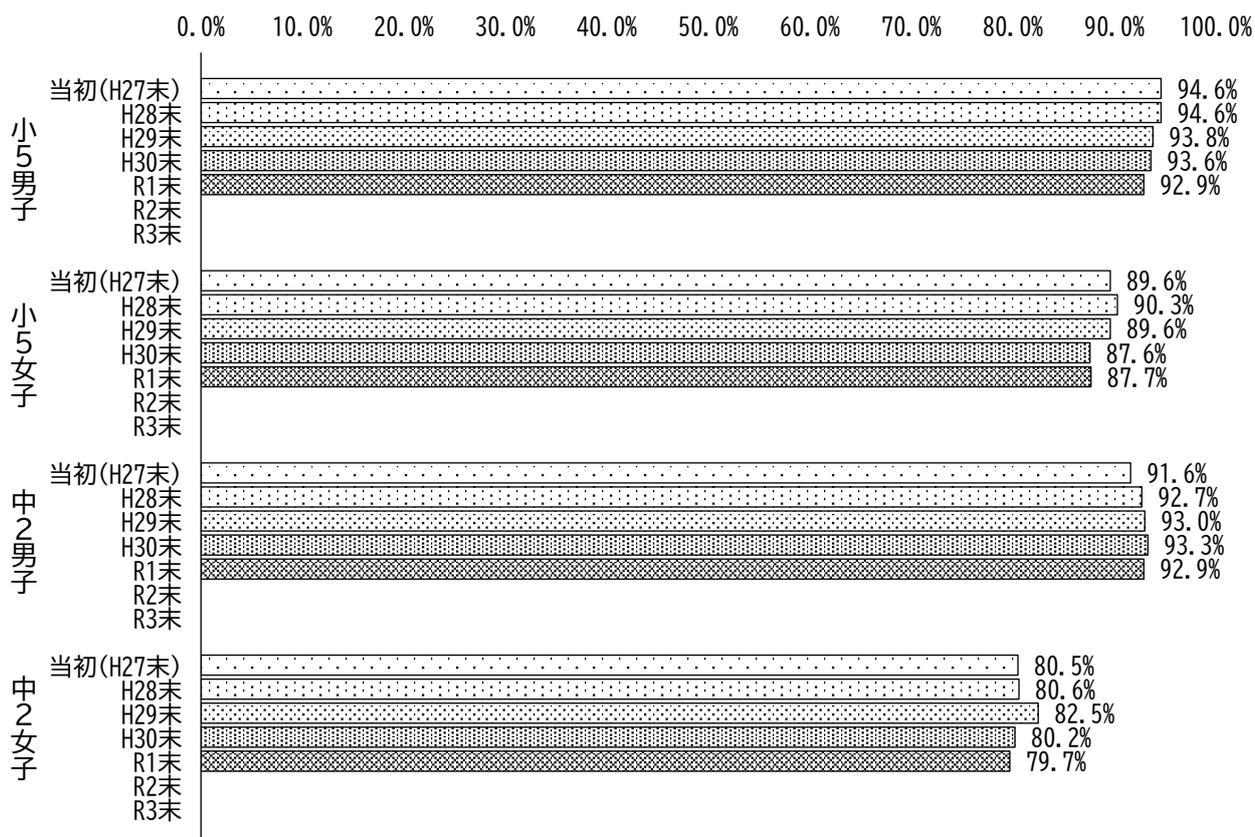
3-2 体力の向上

No.13 全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、各学年・男女別・種目で全国平均を上回る割合



No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					13:県(R1)
			H27未	R3未	H28未	H29未	H30未	R1未	R2未	14:国(R1)
13	全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、各学年・男女別・種目で全国平均を上回る割合	小男子	81.2%	95.8%	70.8%	75.0%	75.0%	75.0%	未実施	75.0%
		小女子	93.7%	100.0%	91.7%	75.0%	75.0%	62.5%	未実施	75.0%
		中男子	58.3%	75.0%	37.5%	87.5%	87.5%	87.5%	未実施	50.0%
		中女子	58.3%	87.5%	75.0%	100.0%	100.0%	100.0%	未実施	87.5%
全国体力・運動能力、運動習慣等調査										

No.14 1週間の総運動時間が60分以上の割合



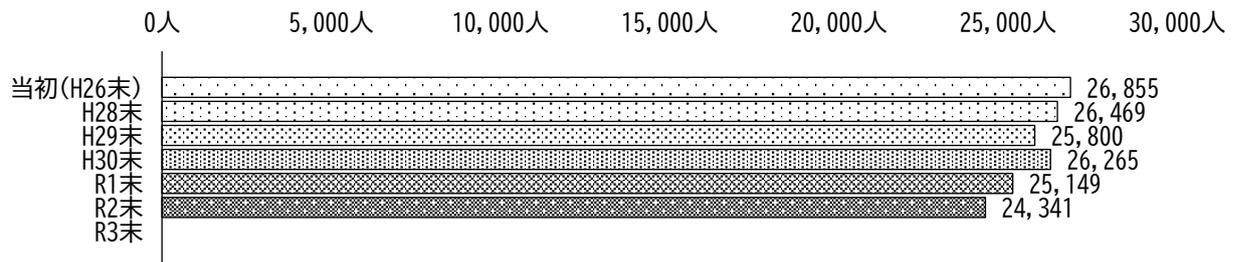
No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					13:県(R1)
			H27未	R3未	H28未	H29未	H30未	R1未	R2未	14:国(R1)
14	1週間の総運動時間が60分以上の割合	小5男子	94.6%	96.7%	94.6%	93.8%	93.6%	92.9%	未実施	92.3%
		小5女子	89.6%	94.5%	90.3%	89.6%	87.6%	87.7%	未実施	87.0%
		中2男子	91.6%	92.7%	92.7%	93.0%	93.3%	92.9%	未実施	92.9%
		中2女子	80.5%	84.5%	80.6%	82.5%	80.2%	79.7%	未実施	80.6%
全国体力・運動能力、運動習慣等調査										

(4) 子どもの学びを支える環境を整える

4-1 安全・安心な教育環境の確保

No.	成果指標	当初	目標	実績				
		H27 末	R3 末	H28 末	H29 末	H30 末	R1 末	R2 末
15	登下校時の見守り など地域の人との関わりが多いと感じる市民の割合	—	—	—	—	22.9%	—	—
千葉県まちづくりアンケート								

No.16 学校セーフティウォッチャーの登録者数



No.	成果指標	当初	目標	実績				
		H27 末	R3 末	H28 末	H29 末	H30 末	R1 末	R2 末
16	学校セーフティウォッチャーの登録者数	26,855人 (H26 末)	30,000人	26,469人	25,800人	26,265人	25,149人	24,341人
千葉県教育委員会学事課調べ								

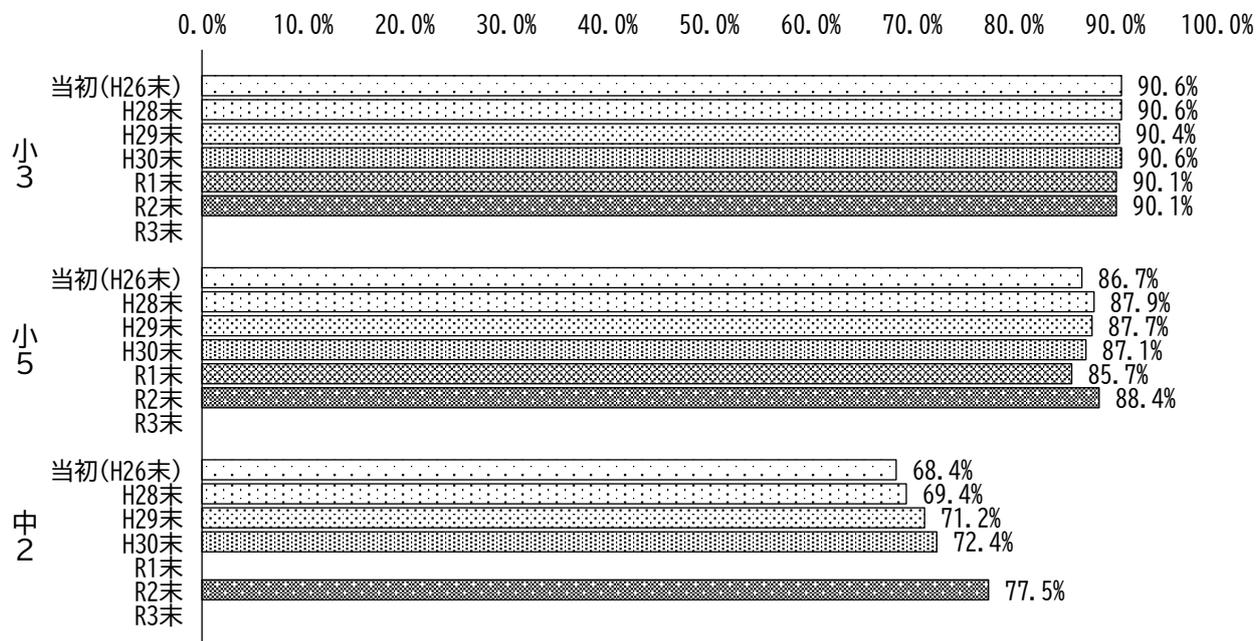
4-2 魅力ある学校づくりの推進

No.	成果指標	当初	目標	実績				
		H27 末	R3 末	H28 末	H29 末	H30 末	R1 末	R2 末
17	子どもが小・中学校で充実した教育を受けられると感じる市民の割合	—	—	—	—	61.3%	—	—
千葉県まちづくりアンケート								

(5) 信頼される教職員が子どもと向き合う環境を整える

5-1 教職員の資質・指導力の向上

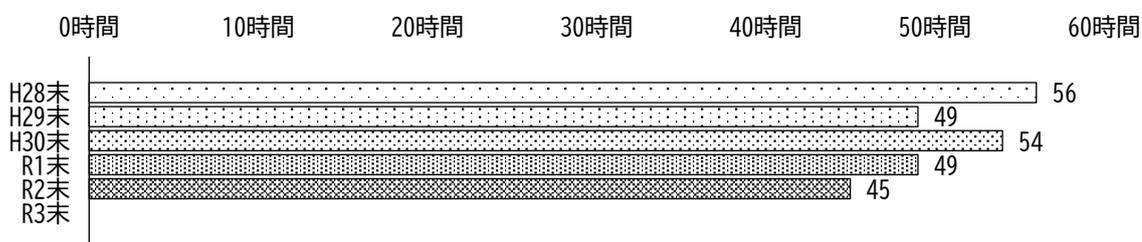
No.18 学校の勉強がよくわかる児童生徒の割合



No.	成果指標	項目	当初	目標	実績				
			H27 末	R3 末	H28 末	H29 末	H30 末	R1 末	R2 末
18	学校の勉強がよくわかる児童生徒の割合	小3	90.6% (H26 末)	92.0%	90.6%	90.4%	90.6%	90.1%	90.1%
		小5	86.7% (H26 末)	90.0%	87.9%	87.7%	87.1%	85.7%	88.4%
		中2	68.4% (H26 末)	75.0%	69.4%	71.2%	72.4%	未実施	77.5%
千葉市学力状況調査									

5-2 「チーム学校」の実現

No.19 教員一人当たりの勤務時間を除く在校時間の月平均時間数

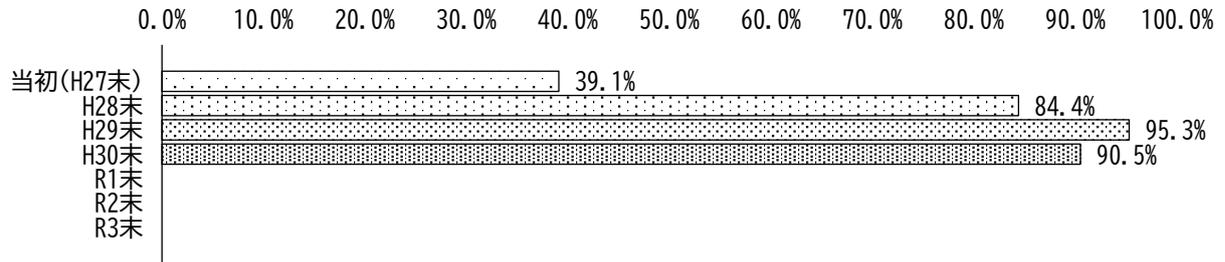


No.	成果指標	当初	目標	実績				
		H27 末	R3 末	H28 末	H29 末	H30 末	R1 末	R2 末
19	教員一人当たりの勤務時間を除く在校時間の月平均時間数	-	39 時間	56 時間	49 時間	54 時間	49 時間	45 時間
千葉市教育委員会教育職員課調べ								

(6) 多様な教育的支援の充実を図る

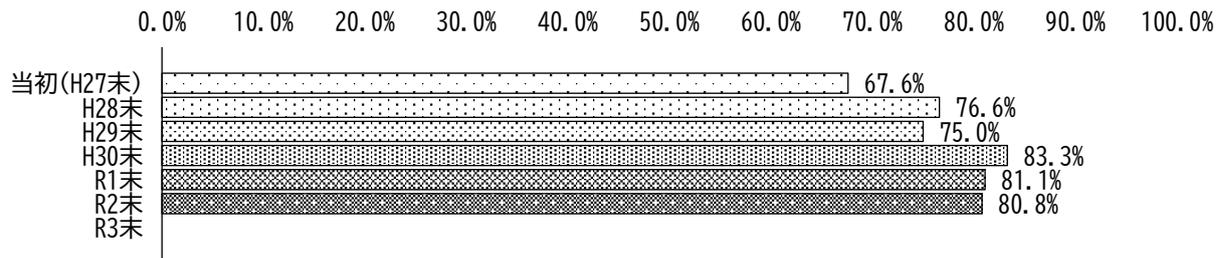
6-1 特別支援教育の充実

No.20 小・中学校における特別支援学級の個別の教育支援計画作成の割合



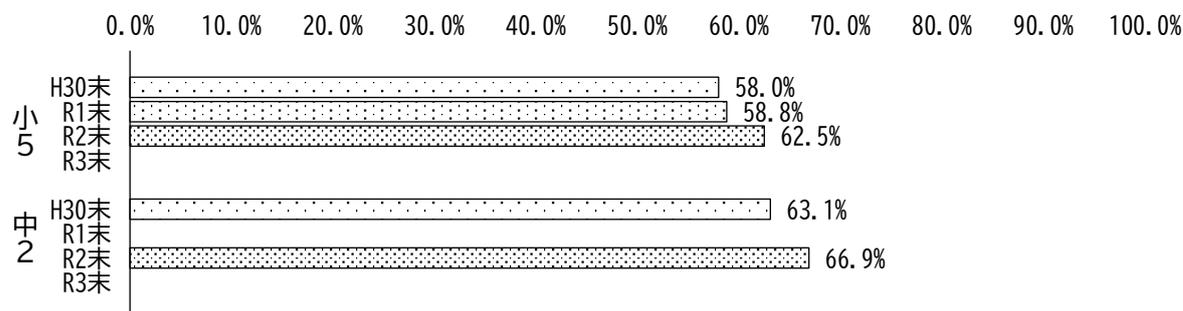
No.	成果指標	当初	目標	実績				
		H27 末	R3 末	H28 末	H29 末	H30 末	R1 末	R2 末
20	小・中学校における特別支援学級の個別の教育支援計画作成の割合	39.1%	100%	84.4%	95.3%	90.5%	未実施	未実施
千葉市教育委員会教育支援課調べ								

No.21 「卒業後を見通した連続性のある教育が行われている」と答える特別支援学校の保護者の割合



No.	成果指標	当初	目標	実績				
		H27 末	R3 末	H28 末	H29 末	H30 末	R1 末	R2 末
21	「卒業後を見通した連続性のある教育が行われている」と答える特別支援学校の保護者の割合	67.6%	90.0%	76.6%	75.0%	83.3%	81.1%	80.8%
千葉市教育委員会教育支援課調べ								

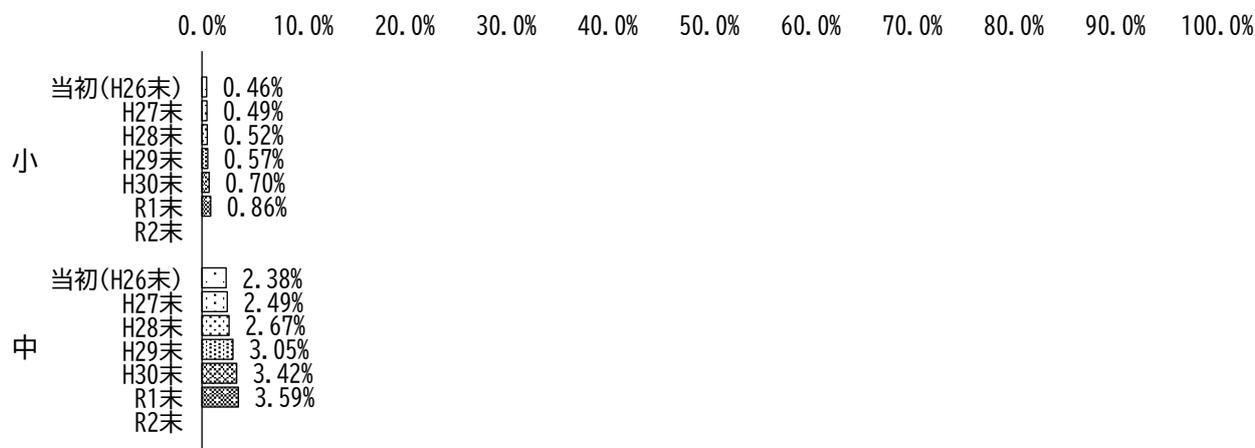
6-2 いじめや不登校の未然防止と早期発見・解消

No.22 がんばったことを、先生や友達からほめられることがよくある
児童生徒の割合

No.	成果指標	項目	当初	目標	実績				
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末
22	がんばったことを、先生や友達からほめられることがよくある児童生徒の割合	小5	—	—	—	—	58.0%	58.8%	62.5%
		中2	—	—	—	—	63.1%	未実施	66.9%

千葉市学力状況調査

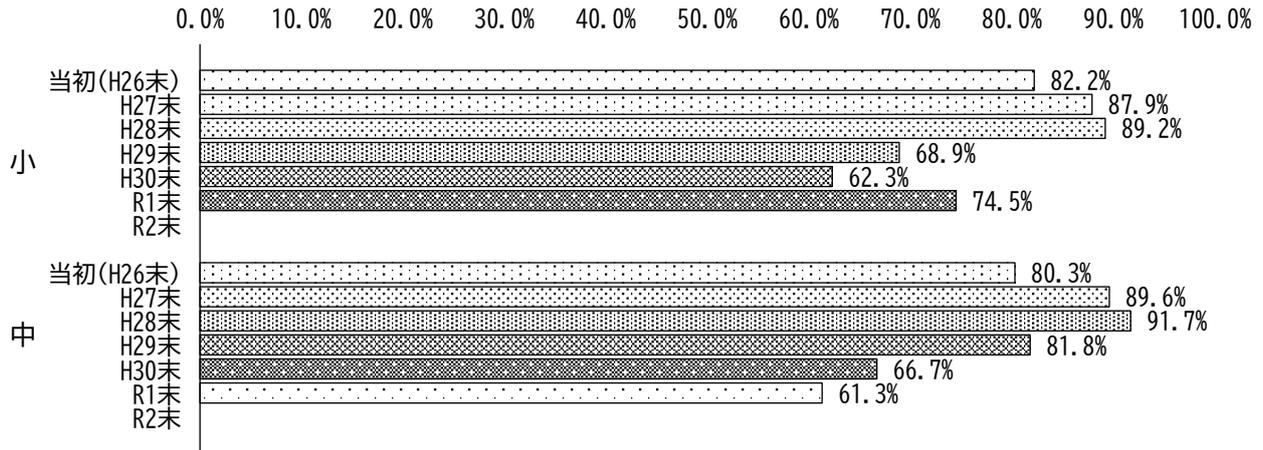
No.23 全児童生徒数に対する不登校児童生徒の割合



No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					全国
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	
23	全児童生徒数に対する不登校児童生徒の割合	小	0.46% (H26末)	0.35%	0.49% (H27末)	0.52% (H28末)	0.57% (H29末)	0.70% (H30末)	0.86% (R1末)	0.83%
		中	2.38% (H26末)	2.20%	2.49% (H27末)	2.67% (H28末)	3.05% (H29末)	3.42% (H30末)	3.59% (R1末)	3.94%

千葉市教育委員会教育支援課調べ

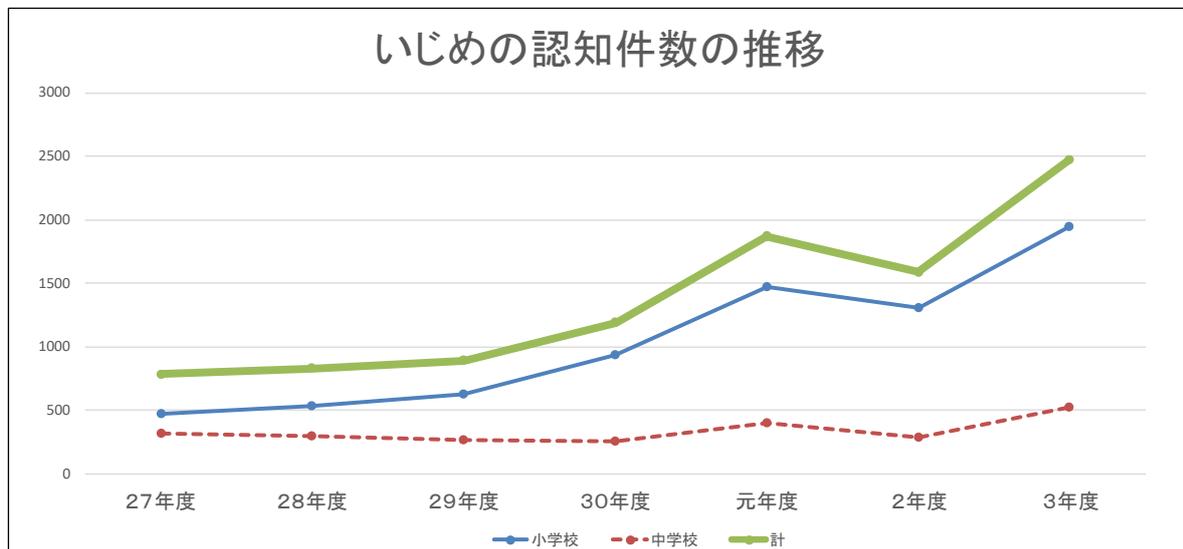
No.24 いじめ解消率



No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					全国
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	
24	いじめ解消率	小	82.2% (H26末)	90.0%	87.9% (H27末)	89.2% (H28末)	68.9% (H29末)	62.3% (H30末)	74.5% (R1末)	81.6%
		中	80.3% (H26末)	87.0%	89.6% (H27末)	91.7% (H28末)	81.8% (H29末)	66.7% (H30末)	61.3% (R1末)	78.3%

千葉県教育委員会教育支援課調べ

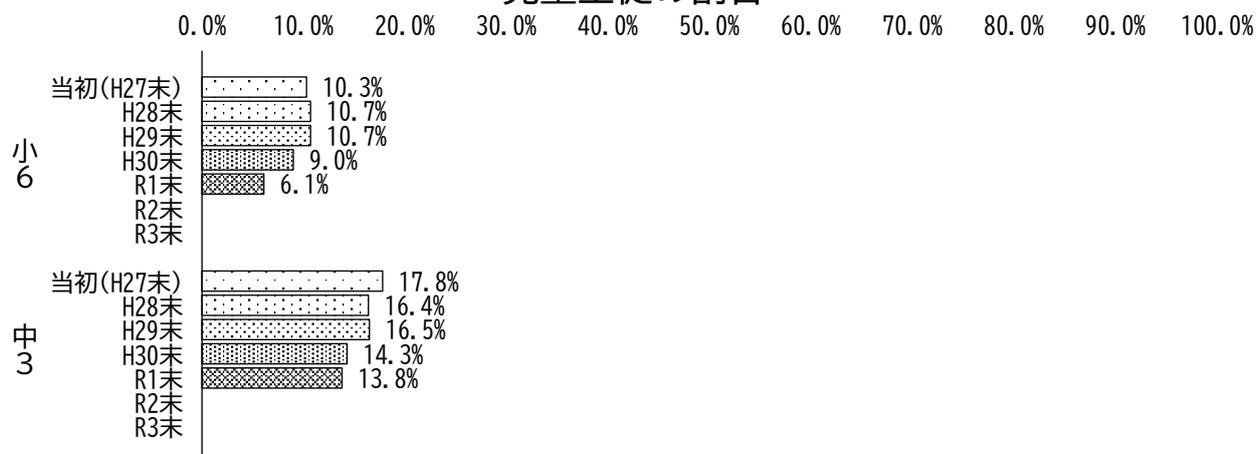
※「No.24 いじめ解消率」補助資料（施策方針6-1参照）



【認知件数】

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
小学校	471	529	623	937	1468	1305	1947
中学校	313	301	269	252	400	282	527
計	784	830	892	1189	1868	1587	2474

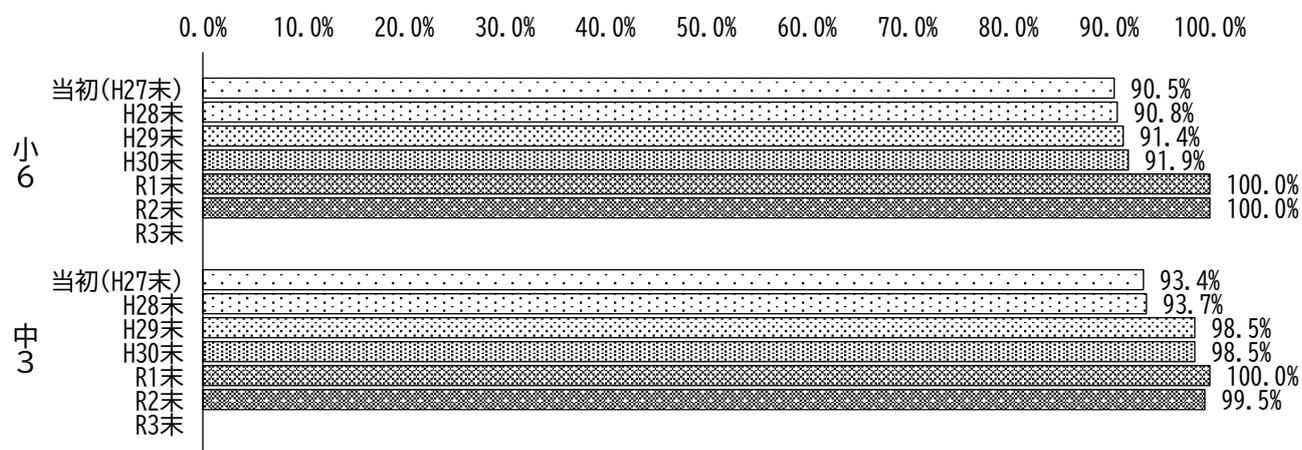
6-3 学習や社会生活が困難な子どもへの支援

No.25 家で、自分で計画を立てて勉強することを全くしていない
児童生徒の割合

No.	成果指標	項目	当初	目標	実績					全国 (R1)
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	
25	家で、自分で計画を立てて勉強することを全くしていない児童生徒の割合	小6	10.3%	9.0%	10.7%	10.7%	9.0%	6.1%	未実施	5.4%
		中3	17.8%	14.0%	16.4%	16.5%	14.3%	13.8%	未実施	12.2%

全国学力・学習状況調査

No.26 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒で指導を受けている割合



No.	成果指標	項目	当初	目標	実績				
			H27末	R3末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末
26	日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒で指導を受けている割合	小	90.5% (H26末)	92.0%	90.8%	91.4%	91.9%	100%	100%
		中	93.4% (H26末)	95.0%	93.7%	98.5%	98.5%	100%	99.5%

千葉市教育委員会教育指導課調べ

(7) 地域社会全体で子どもの成長を支える

7-1 地域とともにある学校づくりの推進

No.	成果指標	当初	目標	実績				
		H27 末	R3 末	H28 末	H29 末	H30 末	R1 末	R2 末
27	この1年間に、小・中学校を支援する活動に参加した市民の割合	—	—	—	—	2.8%	—	—
千葉県まちづくりアンケート								

No.	成果指標	当初	目標	実績				
		H27 末	R3 末	H28 末	H29 末	H30 末	R1 末	R2 末
28	学校と保護者会・町内自治会などが連携・協働する体制ができていると感じる市民の割合	—	—	—	—	17.4%	—	—
千葉県まちづくりアンケート								

※ 目標「—」・・・中間見直しにより項目を変更したため設定されていません。

2 保護者や教職員の意識について

1 意識調査概要

計画策定にあたり、学校教育に関する基本的なニーズを把握するため、保護者及び教職員に意識調査を行った。

【実施期間】令和3年6月14日（月）～7月5日（月）

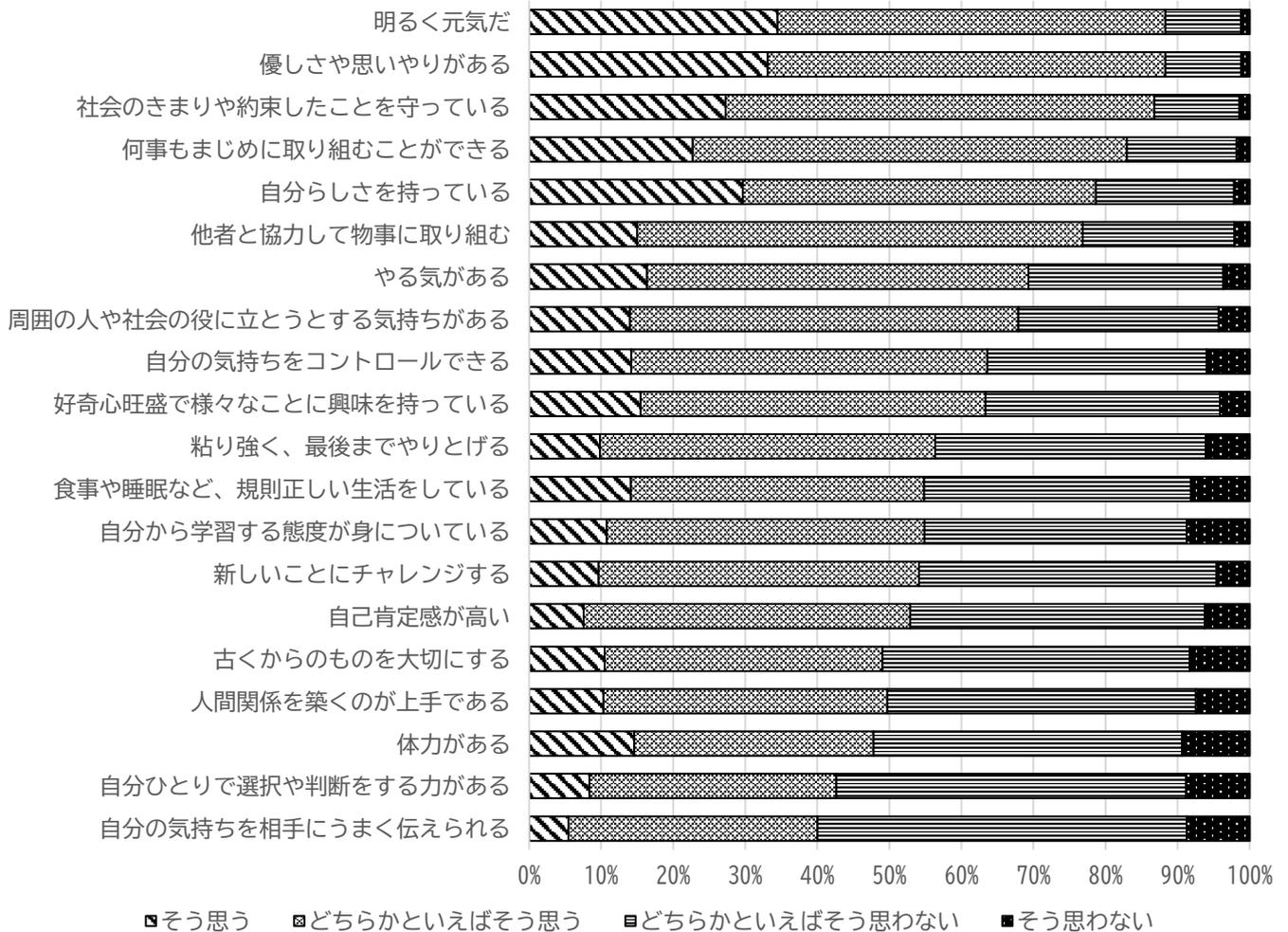
- 【調査対象】
- ・市立小学校5年生（抽出校各区3校 計18校）、
市立第二養護学校5年生の保護者
 - ・市立中学校2年生（抽出校各区3校 計18校）、
市立養護学校中学部2年生の保護者
 - ・市立千葉高等学校、市立稲毛高等学校、
市立高等特別支援学校2年生の保護者
 - ・上記対象学校の全教職員

【回答方法】Google フォームによる電子回答

【回答数】2, 886（保護者2, 124、教職員762）

2 意識調査結果

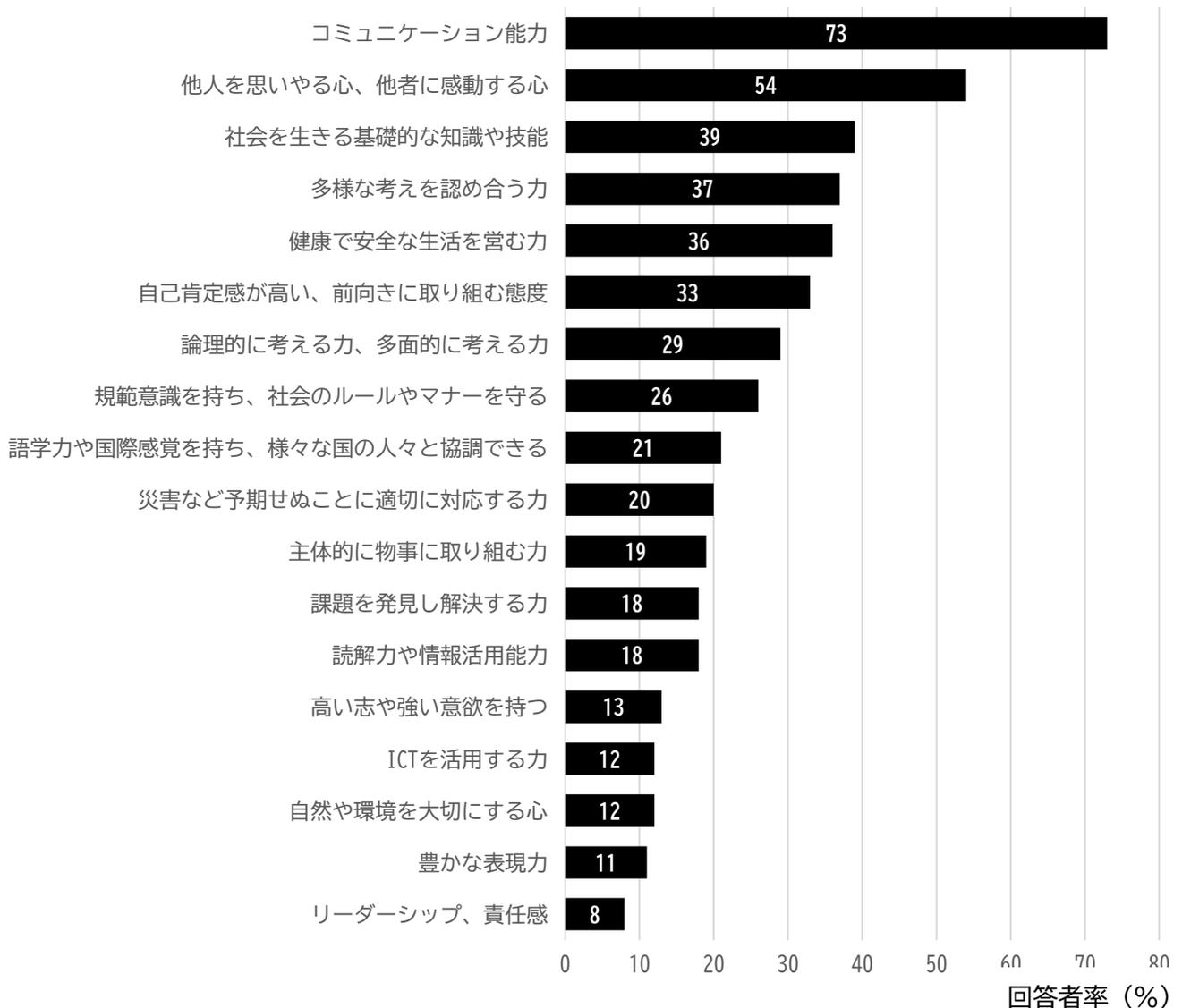
(1) 最近の子どもの印象



【考察】

- 肯定的な回答の上位には、「明るく元気だ」、「優しさや思いやりがある」、「社会のきまりや約束したことを守っている」、「何事もまじめに取り組むことができる」が挙げられる。元気で優しく、決まりを守りまじめであるという子ども像が浮かび上がる。
- 否定的な回答の上位には、「自分の気持ちを相手にうまく伝えられる」、「自分ひとりで選択や判断をする力がある」、「人間関係を築くのが上手である」が挙げられる。一人で判断することや他者と関わるのが苦手であるという印象が強いことが分かる。

(2) これからの社会を生きるために、特に子どもに必要なと思われる資質・能力について
(5つまで選択可)

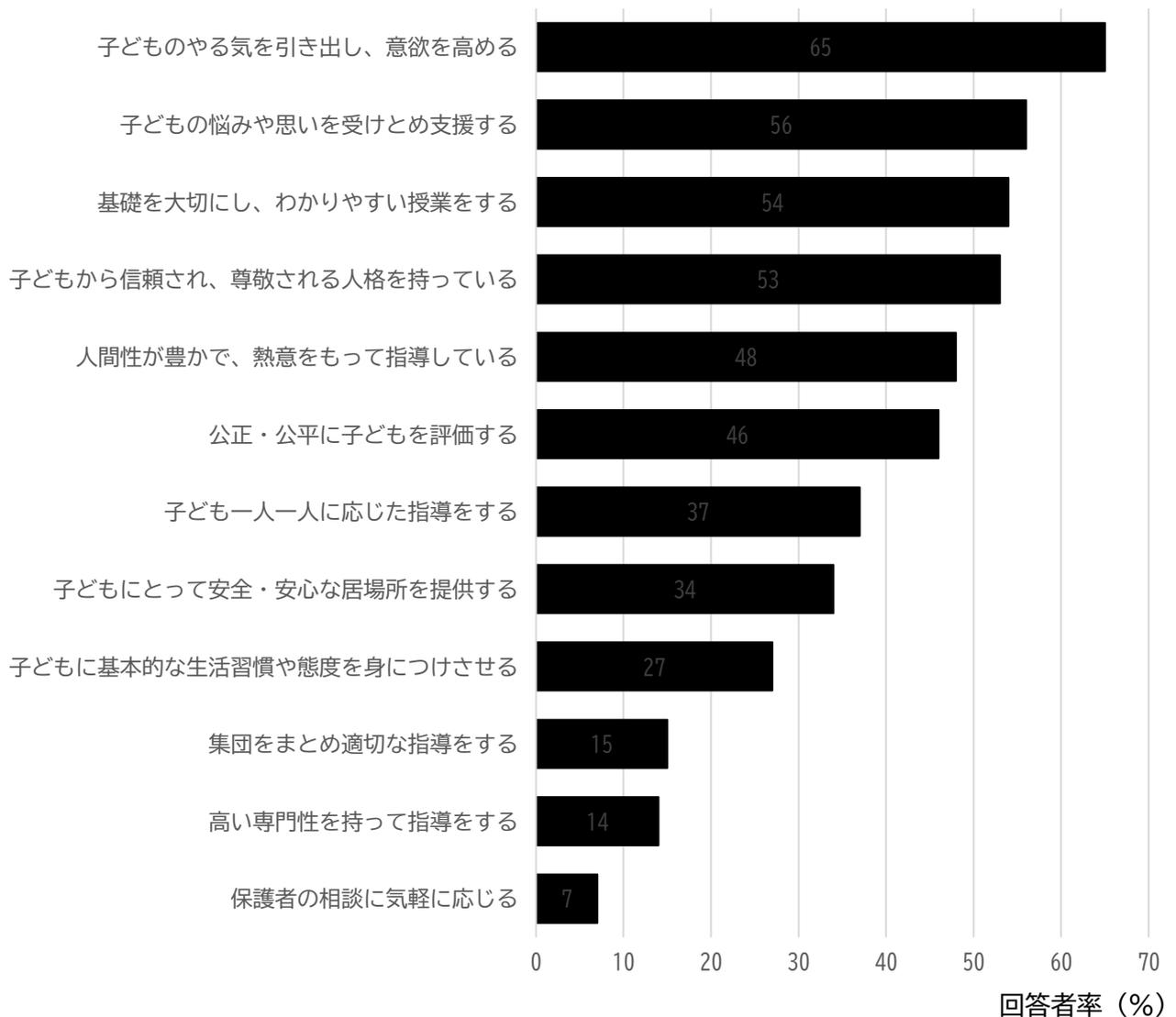


※回答者率 (%)・・・全回答者のうち、その項目を選択した率

【考察】

- 「コミュニケーション能力」との回答がひととき多く、「多様な考えを認め合う力」も上位となっており、他者と関わり合うための力が重視されていることが分かる。一方、(1)の回答では、他者と関わるのが苦手である印象が強いという結果が出ており、これらの力の育成が喫緊の課題である。
- 「社会を生きる基礎的な知識や技能」、「他人を思いやる心、他者に感動する心」、「健康で安全な生活を営む力」も多く回答を得ており、いわゆる知・徳・体の基本的な部分の大切さを感じている者が多いことが分かる。

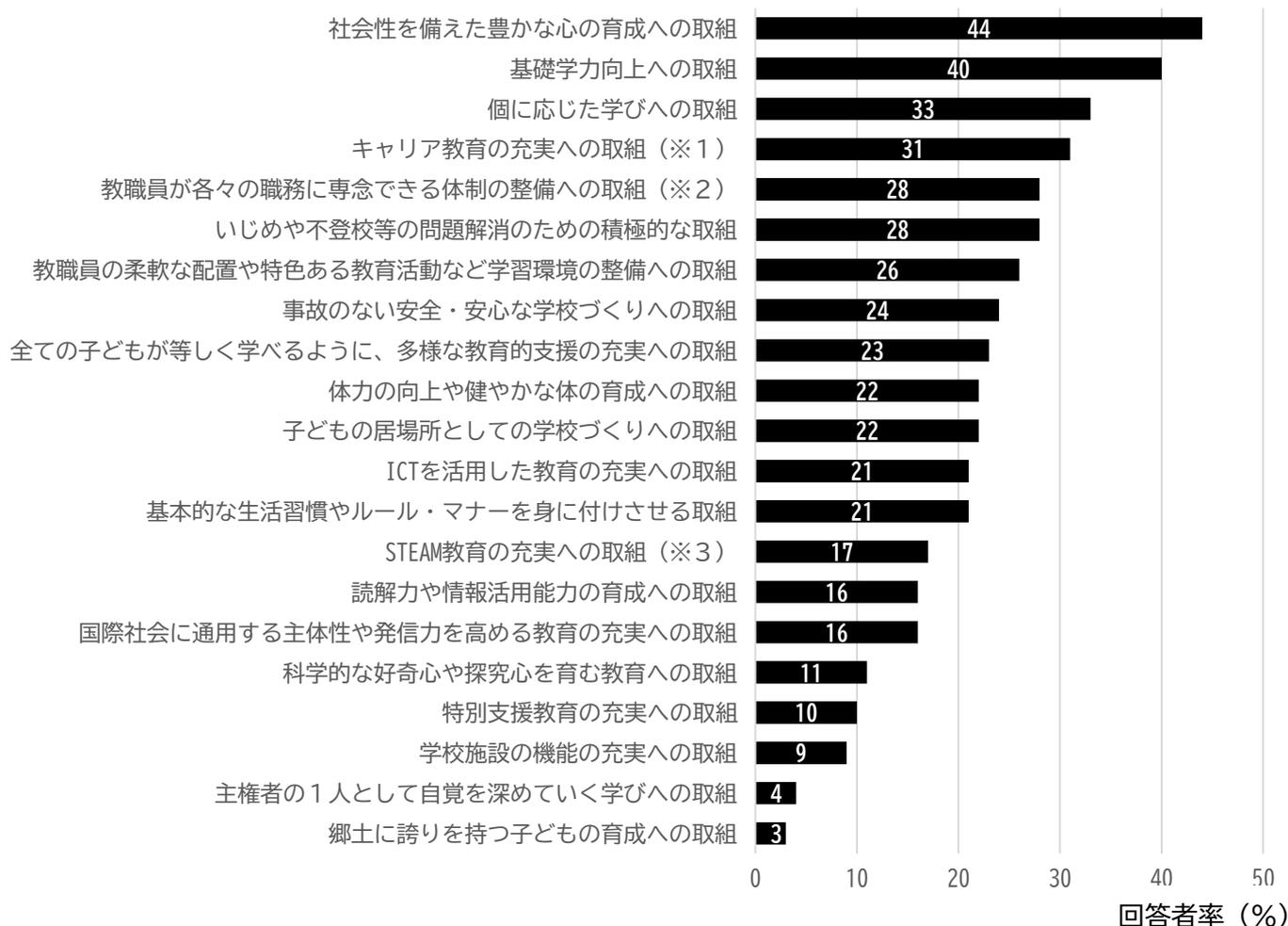
(3) どのような教員が望ましいと考えるか（5つまで選択可）



【考察】

- 「子どものやる気を引き出し、意欲を高める」、「子どもの悩みや思いを受けとめ支援する」、「基礎を大切にし、わかりやすい授業をする」、「子どもから信頼され、尊敬される人格を持っている」という順に回答が多く、子どもに寄り添い、やる気を引き出し、わかりやすい授業をする教員が求められていることが分かる。

(4) 今後の学校教育施策で重要だと思うものについて（5つまで選択可）



- ※1 社会人として自立した人を育てる、将来に向けて希望を持ち夢を描くための教育（キャリア教育）の充実への取組
- ※2 質の高い教職員を確保し、教職員が各々の職務に専念できる体制の整備への取組
- ※3 各教科での学習を実社会の問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育（STEAM教育）の充実への取組

【考察】

- 「社会性を備えた豊かな心の育成への取組」が最も回答が多く、(2)の回答でも重視されたとおり、他者と関わり合うための力の育成や「徳」に関する取組が最も大切であると考えられていることが分かる。
- 次に、「基礎学力向上への取組」、「個に応じた学びへの取組」の回答が多く、児童生徒一人一人に寄り添った「わかる授業」の推進などが求められていると考えられる。
- さらに、「キャリア教育」が多く挙げられており、千葉市が目指すべき子どもの姿にも掲げられるように、将来に向けて夢を描くための教育が必要とされている。
- また、「質の高い教職員を確保し、教職員が各々の職務に専念できる体制の整備への取組」、「いじめや不登校等の問題解消のための積極的な取組」、「教職員の柔軟な配置や特色ある教育活動など学習環境の整備への取組」の回答も多く、これらの取組への関心が高いことが伺える。

3 第3次計画策定について

1 第3次計画策定の基本方針

(1) 第2次計画の課題への対応

第2次計画では、108のアクションプランは順調に進んでいるものの、54の成果指標の達成につながっていないことが課題となっており、理由として以下のことが考えられる。

- 網羅的にアクションプランが並んでおり、成果指標の達成に真に必要なものとなっていない。
- アクションプランの実施に尽力しているが、最終的な目標を意識できていない。
- 学校現場の教職員に目標等の共有が十分になされていない。

こうした課題を解消するために、第3次計画では以下のことに留意して検討を行うこととする。

- 単なる施策の羅列にせず、本市の教育が目指すべきものをしっかり見据えた上で、その実現のための計画となるよう再構築する。
- 学校現場や保護者、地域への周知に力を入れる（計画概要の作成等）。

(2) 第2次計画の継承

「目指すべき子どもの姿」及び「教育目標」については、第1次千葉市学校教育推進計画から第2次計画に継承しており、公教育の安定性・継続性を踏まえ、第3次計画においても基本的に継承する。（本市の次期基本計画を踏まえ、「チャレンジする子ども」を「未来を拓く子ども」に修正する。）

目指すべき子どもの姿

夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども

教育目標

自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ

(3) 第3次計画の構成

①計画の体系化

計画を体系的に捉えられるよう、各柱を束ねる大分類を新たに創設する。
※P34「4 第3次計画の全体像」参照

②主観指標の在り方

主観指標はできるだけ無くすべきとの考えもあるが、国の計画や他市の計画にも主観指標は多く存在する。また、主観指標といってもその内容は様々である。主観指標全てを排除するのではなく、真に必要なものは残し、評価の対象とする。

③施策の精選

目標達成のために真に必要な施策を精選する。

④施策の大括り化

各施策がばらばらに推進されており、施策間での連携ができていない状況を踏まえ、関連する施策はできる限り大きな括りとして捉え直す。

2 第3次計画が目指す学校教育の姿

(1) 社会の現状と子どもたちに求められる資質・能力

- 人工知能（AI）、ビッグデータ等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0時代が到来しつつある。Society5.0時代は「予測困難な時代」と言われており、私たち一人一人、そして社会全体が答えのない問いにどう立ち向かうのかが問われている。
- こうした時代にあって、子どもたちには、
 - ・どのような未来を創っていくか主体的に考え、
 - ・目の前の事象から解決すべき課題を見出し
 - ・多様な意見を尊重し、様々な立場の者と協働的に議論し、
 - ・最適解や納得解を生み出す
 ことができる力を育成することが必要であるとされている。

(2) 子どもたちの現状と保護者や教職員の意識

- 本市で育つ子どもたちの現状を見てみると、元気で優しく、決まりを守りまじめであり、他者や社会の役に立ちたいという思いを持っている子どもたちが多いものの、一方で、他者と関わるのが苦手であり、将来の夢や目標を持っている子どもたちが減少しているという状況である。
- また、本市の保護者や教職員は、これからの社会を生きるために子どもに特に必要な能力として、コミュニケーション能力や他者を思いやる心などをはじめとした知・徳・体に係る基本的な力が大切であると考えており、これらを着実に育成するとともに、将来に向けて希望を持ち夢を描くための教育を必要としていることが分かった。

(3) 目指すべき学校教育の姿

- 本市で学ぶ子どもたちは実に多様である。「みんな違ってみんないい」。そうした一人一人の個性を教職員がしっかりと理解し、それぞれに寄り添った個別最適化された教育を行うことにより、知・徳・体に係る基本的な力をバランスよく育成することが重要である。
- また、こうした教育を実現するため、各学校では、全教職員が協調して自校の学校教育目標の具現化を図り、学校全体で子どもの学びを支えることにより、「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力」の育成を目指す。
- 本市で育つ全ての子どもが、自分の良さや可能性を認識し伸ばすとともに、一人一人が夢を持ち、多様な人々と協働しながら様々な困難をたくましく乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくことができるよう、取組を進めていく。

3 第3次計画策定において留意すべき事項

第3次計画に位置付けられる各施策に共通して重要とされる考え方として以下のとおり示す。

(1) 人間尊重

人間尊重の教育を基調とし、子どもたち一人一人を尊重することが重要である。施策の推進にあたっては、教職員が児童生徒を大切にすることはもちろんであるが、学校は児童生徒に加え教職員を大切に、教育委員会は児童生徒や教職員に加え学校を大切に、それぞれがそれぞれの立場で互いに尊重し合いながらつながっていくことが重要である。

(2) 人権尊重

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約である「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」では、子どもの権利を「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」とするとともに、「命を守られ成長できること」、「子どもにとって最もよいこと」、「意見を表明し参加できること」、「差別のないこと」を一般原則として掲げている。こうした子どもの権利が守られ、すべての子どもが健やかに育つことができることを目指す。

(3) すべては子どもたちのために

学校教育として行う様々な取組はすべて、言うまでもなく子どもたちのために行うものであり、常にその視点を忘れることなく取組を進める。

(4) 主体性

学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進が求められ、子どもたちが主体的に学習に取り組む態度を養うことが重要であるとされている。複雑で困難な時代であっても、子どもたちが自ら考え、自ら学び、主体的に判断し、自らの将来の生き方を考えるなど、幸福な人生を切り拓くために必要な力を育てていく。

また、各学校における創意工夫を生かした特色ある教育活動を推進するため、教育委員会はそれらの学校の主体的な取組を尊重し、支援していくことが重要である。

(5) 多様性

多様化する子どもたち一人一人と向き合い、誰一人取り残すことない教育を実現するとともに、子どもたち自身も、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様性を認め合うことができることを目指す。

(6) 新しいスタイルの学校教育

Society 5.0の時代を迎え、GIGA スクール構想をはじめ、学校教育はこれまで直面したことがないほどの変化が求められる時期が到来している。個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実や、対面指導と遠隔・オンライン教育のハイブリッド化など、従来の枠組みにとらわれない新しいスタイルの学校教育の確立を目指す。

(7) 持続可能性

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を踏まえた取組を進める。

本市の学校教育自体の持続可能性という観点からは、教職員の多忙化が深刻な状況であることを踏まえ、教職員の働き方改革に向けた取組を着実に進めていく。

(8) 学校・家庭・地域・行政の連携・協働

学校・家庭・地域・行政の四者が連携・協働・分担する体制の構築により、社会・地域全体で子どもの学びを支援する取組や地域とともにある学校づくりを進める。また、政治、経済、科学など様々な分野において、子どもが社会・地域と関わり合うことができる機会を大切にする。

(9) 行政資源の最大限の有効活用

計画を実施する際には、特に財源及び人員が無限ではないことを踏まえ、行政資源を施策に優先順位を付けて投入し、最大限に有効活用する。

4 第3次計画の全体像

以上を踏まえ、第3次計画の全体像を以下のとおり整理する。

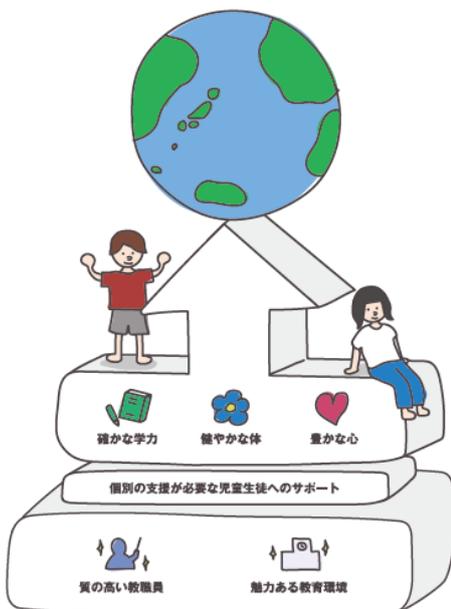
まず、教育目標である「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」ために必要な資質・能力として、「1 確かな学力」、「2 豊かな心」、「3 健やかな体」の3つを柱として設定しその育成に努める。また、それらの育成を支えるのは、「4 質の高い教職員」と「5 魅力ある教育環境」の両輪であると考え、これらを柱として設定し、家庭・地域との連携を基盤に取組を進める。さらに、「6 個別の支援が必要な児童生徒へのサポート」を柱として設定し、誰一人取り残すことのない環境の実現を目指していく。

■目指すべき子どもの姿■

夢と思いやりの心を持ち、
未来を拓く子ども

■教育目標■

自ら考え、自ら学び、
自ら行動できる力をはぐくむ



I 児童生徒の資質能力の育成について

1 確かな学力の育成

「わかる授業」の推進に向けた新しいスタイルの学校教育の確立

2 豊かな心の育成

思いやりの心の育成と一人一人の夢の実現

3 健やかな体の育成

生涯にわたり健やかに生きるための土台の育成

4 質の高い教職員

教職員のキャリアアステージに応じた研修の充実と働き方の抜本的改革

5 魅力ある教育環境

特色ある教育活動とソフト・ハード両面における魅力的で充実した環境の整備

6 個別の支援が必要な児童生徒へのサポート

一人一人に寄り添った誰一人取り残すことのない教育の実現

II 児童生徒の育成を支える教育環境の整備について

成
果
指
標

以上の6つの柱を設定するとともに、計画を体系的に捉えられるよう、6つの柱を「Ⅰ児童生徒の資質能力の育成について」と「Ⅱ児童生徒の育成を支える教育環境の整備について」の2つに分類する。

(計画期間 令和5年度～令和14年度)

主な取組

<p>【施策方針1-1】 ○全国学力・学習状況調査における全国平均正答率との比較 ○千葉市学力状況調査における平均正答率</p> <p>【施策方針1-2】 ○コンピュータなどのICT機器を、他の友達と意見交換したり、調べたりするために使用している児童生徒の割合</p> <p>【施策方針1-3】 ○授業において、課題の解決に向け、自分で考え、自分から取り組んでいる児童生徒の割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・わかる授業の推進 ・学力状況調査の実施と活用 ・ICTを活用した授業改善 ・カリキュラム・マネジメントの推進
<p>【施策方針2-1】 ○「『自分にはよいところがある』と思う」と答えた児童生徒の割合 ○「『はじめはどんな理由があってもいけないことだ』と思う」と答えた児童生徒の割合</p> <p>【施策方針2-2】 ○「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と答えた児童生徒の割合 ○「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることができる」と答えた児童生徒の割合</p> <p>【施策方針2-3】 ○「『将来の夢や目標を持っている』と思う」と答えた児童生徒の割合 ○「『難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している』と思う」と答えた児童生徒の割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の推進 ・道徳科指導の充実 ・読書活動の充実 ・人権教育の推進 ・国際教育の推進 ・体験学習の充実 ・職業体験学習の推進 ・キャリア教育の充実
<p>【施策方針3-1】 ○千葉県運動能力証合格者率 ○1週間の総運動時間が60分以上の割合（体育の授業は含まない）</p> <p>【施策方針3-2】 ○朝食を欠食する児童生徒の割合</p> <p>【施策方針3-3】 ○毎日の睡眠時間 ○12歳児（中学1年生）で、むし歯のない生徒の割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体力づくり活動の取組の充実 ・適切な栄養摂取による健康の保持増進を図るための取組 ・睡眠リズムを整える学習 ・口腔衛生指導
<p>【施策方針4-1】 ○校外内の研修に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映させている教職員の割合</p> <p>【施策方針4-2】 ○勤務時間を除く在校等の時間が月平均45時間を超える教職員の割合 ○働き方改革の取組みの効果について、「効果があった」又は「一定の効果があった」と回答した教職員の割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・校外内の研修の充実 ・派遣研修等の活用 ・「学校における働き方改革プラン」による改革推進
<p>【施策方針5-1】 ○児童生徒が学校で充実した教育を受けられると感じている保護者の割合 ○学校支援地域本部（千葉市版コミュニティ・スクールも含む）の拡充と充実</p> <p>【施策方針5-2】 ○教育環境整備のための適正配置取り組み地区数 ○学校・地域の特性や実情に即した学校独自の学校総合防災マニュアル等の改善・充実を目的とした検討の実施率</p> <p>【施策方針5-3】 ○登下校の見守り活動等による通学路の危険箇所への対策割合</p> <p>【施策方針5-4】 ○アフタースクール設置校数 ○学校が安全・安心で衛生的に生活できる場所と感じる児童生徒の割合 ○障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境が整備されていると感じる児童生徒の割合</p> <p>【施策方針5-5】 ○ネットワーク回線の増強を実施した学校数 ○ICT活用指導力のある教員の割合 ○情報活用の基礎となる知識や態度について指導のできる教員の割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数学級・少人数指導の推進 ・地域等関係者との連携体制の強化 ・学校適正配置の推進 ・学校総合防災マニュアルの改訂 ・アフタースクールの拡充 ・外壁改修工事の実施 ・バリアフリー環境整備 ・ネットワーク回線の増強 ・情報モラル研修の充実
<p>【施策方針6-1】 ○いじめ対応の正しい理解と未然防止、適切な早期対応の推進のための校内研修を実施した小・中・中等教育・高等・特別支援学校の割合 ○いじめ解消率</p> <p>【施策方針6-2】 ○学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合</p> <p>【施策方針6-3】 ○自立と社会参加に向けた態度が育成されていると考える特別支援学級担任の割合</p> <p>【施策方針6-4】 ○小・中学校で個別的教育支援計画を作成している学校の割合</p> <p>【施策方針6-5】 ○公立夜間中学の生徒アンケート調査で学校の運営について肯定的回答をした生徒の割合 ○日本語指導を受ける子どもの読み書き・授業中の学習に関する日本語習得状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応の校内研修のための要請訪問 ・専門人材の配置拡充 ・教育支援センター「ライトポート」へ小学生に特化した指導員の配置と機能拡充 ・学校間の「交流及び共同学習」の実施 ・特別支援連携協議会の充実 ・「学び直し応援プラン」の策定

.

各論

目次

I 児童生徒の資質能力の育成について

1	確かな学力の育成	39
2	豊かな心の育成	48
3	健やかな体の育成	59

II 児童生徒の育成を支える教育環境の整備について

4	質の高い教職員	68
5	魅力ある教育環境	74
6	個別の支援が必要な児童生徒へのサポート	89

各論の見方

1 全体構成

各論は6つの「柱」、21の「施策の方針」で構成し、施策の方針ごとに「成果指標」及び個別具体の事業からなる「アクションプラン」を掲載しています。

I 児童生徒の資質能力の育成について

1 確かな学力の育成

～「わかる授業」の推進に向けた新しいスタイルの学校教育の確立～

○柱

2 成果指標

施策を推進するための目的・目標

- ・ 様々な取組みによって、児童生徒や保護者・市民の実感や効果・成果を示します。
- ・ 「令和3年度末現状」（計画施行時には令和4年度末）を基準に、「令和9年度末中間目標」を設定し、各年度の進捗管理を行います。

3 アクションプラン

目標を実現するための手段として、個別具体の事業一覧

【凡例】

No.1 ○○○○教育の推進 ○事業名 ○計画期間中の事業展開 ○関連する成果指標のNo. 1|2

質の高い○○○○教育に取り組むため、□□教材を作成し教育内容の充実を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○国の□□教材の活用	○千葉市の□□教材の作成		○千葉市の□□教材の活用		○千葉市の□□教材の見直し

I 児童生徒の資質能力の育成について

1 確かな学力の育成

～「わかる授業」の推進に向けた新しいスタイルの学校教育の確立～

施策の方針

- 1-1 予測困難な時代において、子どもたちが次代を切り拓いていくため、基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を育成し、確かな学力を身に付けさせる。また、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善に取り組み、学力の把握に基づいたきめ細かな指導の充実を図る。
- 1-2 特に、情報化が加速度的に進む中、GIGA スクール構想が進められ、令和3年度から一人一台端末による教育活動がスタートした。これらの端末を有効活用することにより、協働的な学び、創造性を育む教育、効果的な個別学習の充実など一人一人の子どもに寄り添った新しいスタイルの学校教育を確立していく。
- 1-3 子どもたち一人一人が学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど、自らの学習を調整しながら粘り強く取り組む態度を育成することが必要である。答えのない課題に対して多様な他者と協働して主体的に実社会に関わり、最適解や納得解を生み出せるような学びを展開していく。

施策の方針

- 1-1 予測困難な時代において、子どもたちが次代を切り拓いていくため、基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を育成し、確かな学力を身に付けさせる。また、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善に取り組み、学力の把握に基づいたきめ細かな指導の充実を図る。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R3)	中間目標 (R9)
1	全国学力・学習状況調査における全国平均正答率との比較	小6 : +1%	+2%
		中3 : +2%	+3%
		全国学力・学習状況調査	
2	千葉県学力状況調査における平均正答率	小3 : 73.2%	75.0%
		小5 : 75.9%	78.0%
		中2 : 65.7%	68.0%
		千葉県学力状況調査	

参考指標

- ①授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる児童生徒の割合
【現状値 小6 : 76.5% 中3 : 78.0%】
- ②各教科で学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめたり、思いや考えをもとに新しいものを作り出したりする活動を行っている児童生徒の割合
【現状値 小6 : 64.1% 中3 : 54.6%】
- ③学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていると思う児童生徒の割合
【現状値 小6 : 76.4% 中3 : 73.1%】
- ④学校の勉強が好きだと思う児童生徒の割合
【現状値 小3 : 85.4% 小5 : 73.8% 中2 : 56.0%】
- ⑤学校の勉強がよくわかると思う児童生徒の割合
【現状値 小3 : 90.1% 小5 : 88.4% 中2 : 77.5%】

アクションプラン

No.1 「わかる授業」の推進

1|2

主体的・対話的で深い学びへの授業改善を進めるとともに、探究的な学びを核とした時代の変化に応じた教育内容や授業形態の研究を進め、教職員の指導力及び教育の質の向上を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○計画訪問の確実な実施と内容の充実 ○各教科等主任研修会、ブロック研修会の充実 ○文部科学省各教科担当指導主事研究協議会の行政説明の確実な周知 ○指導改善のポイントを示した指導資料の年度ごとの発行と共有					

No.2 学力状況調査の実施と活用

1|2

児童生徒の学習状況を把握するとともに、学習指導上の課題や改善点を明らかにします。調査結果から明らかになった課題を解決するための指導資料を作成し、児童生徒一人一人の個別最適な学びと協働的な学びの充実に努めます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○学力状況調査結果から授業改善のための指導資料作成	○学力状況調査のC B T化に向けた検討と分析方法の検討		○国の動向を踏まえた全国学力・学習状況調査のC B T化による分析方法の見直し		
○学力向上アクションプラン(自校の学力状況の分析と方策・わかる授業の推進に向けた学校としての具体的な方策)の実施と改善(P D C Aサイクル)					

No.3 少人数学級・少人数指導の推進

12

公立小学校1学級の人数を35人以下とする公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴い、令和7年度までに小学校全学年が35人学級になります。本市はこれまで国の加配定数を活用し、小学校2年生から4年生まで35人学級、5年生から中学校3年生まで38人学級を可能とし、国の基準に比べきめ細かな教育環境を作ってきました。国の学級編制の標準の引下げに伴い、現行で38人学級である中学校の千葉市の学級編制の標準を見直し、国に先行する「少人数学級」「少人数指導」の取組を検討します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○小・中学校に係る千葉市の学級編制を用いて、独自の少人数学級・少人数指導の取組を進めている。	○小1～小4について35人学級を実施	○小1～小5について35人学級を実施	○小学校の全学年で35人学級の実施		
	○中1～中3について38人学級を実施			○中学校における更なる少人数学級・少人数指導の取組推進	
	○小・中学校に係る千葉市の学級編制基準と柔軟な教員配置の見直し検討		○小・中学校に係る千葉市の学級編制基準と柔軟な教員配置及び要綱の改正		

No.4 小学校高学年における一部教科担任制の推進

12

専門性の高い教科指導を通じて、教育のさらなる質の向上を図るとともに、学校における働き方改革を実現するため、小学校高学年における一部教科担任制を推進していきます。本市では、小学校の規模に応じて、専科指導教員（外国語・理科・算数・体育）、専科指導のための非常勤講師（図画工作・家庭科・体育・音楽）の配置を進め児童一人一人の可能性を最大限伸ばす教育を実現していきます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○全小学校に専科指導教員（外国語・理科・算数・体育）又は専科指導のための非常勤講師（図画工作・家庭科・体育・音楽）のいずれかを配置	○24学級以上の大規模校に専科指導教員及び専科指導のための非常勤講師を追加配置				
	○13～23学級の学校に専科指導教員及び専科指導のための非常勤講師を追加配置				
	<令和10年度までを目途に構築> ○全小学校に外国語の専科教員または専科指導のための非常勤講師のいずれかを追加配置 ○専科指導教員等による指導体制を構築することによって、小学校高学年の学級担任の持ちコマ数を週24時間に軽減				

施策の方針

1-2 特に、情報化が加速度的に進む中、GIGA スクール構想が進められ、令和3年度から一人一台端末による教育活動がスタートした。これらの端末を有効活用することにより、協働的な学び、創造性を育む教育、効果的な個別学習の充実など一人一人の子どもに寄り添った新しいスタイルの学校教育を確立していく。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R3)	中間目標 (R9)
3	コンピュータなどのICT機器を、他の友達と意見交換したり、調べたりするために使用している児童生徒の割合	小6 : 29.8%	100%
		中3 : 18.5%	100%
全国学力・学習状況調査			

参考指標

- ①学習の中でコンピュータなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う児童生徒の割合
【現状値 小6 : 94.4% 中3 : 93.0%】
- ②コンピュータなどのICT機器を授業でほぼ毎日使用している割合
【現状値 小6 : 5.7% 中3 : 3.5%】

アクションプラン

No.5 ICTを活用した授業改善

3

一人一台端末や大型提示装置、デジタルコンテンツ等を活用したICTの特長を生かした教育を推進していきます。ICTを活用した効果的な活動事例を優良事例として集積し、1人1台端末（ギガタブ）で活用できるように市全体で情報共有を図るとともに、指導事例を提供するなど、積極的な活用を推進した学びを目指します。※「ギガタブ」とは、GIGAスクール構想に係る1人1台端末の愛称

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○優良事例 ・小学校 86教材 ・中学校 37教材	○優良事例 ・小学校 160教材 ・中学校 60教材	○優良事例 ・小学校 230教材 ・中学校 90教材	○優良事例 ・小学校 390教材 ・中学校 180教材	○優良事例 ・小学校 390教材 ・中学校 180教材	
○各教科等のねらいを踏まえた、協働的な学びや創造性を育む学び、効果的な個別学習を推進するためのICT活用指導資料の作成と更新 ○学校訪問や研修会における優良事例の活用 ○ギガタブの更新に伴う情報共有方法の見直し ○情報共有の推進と事例の内容の精査					

No.6 教職員向けのICT研修の充実

3

教職員向けのICT研修を毎年実施するとともに、第3次CABINETシステム更新と1人1台端末（ギガタブ）更新に合わせて新規研修を追加します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○各種研修を実施		○第3次 CABINETシ ステムの更 新に伴う研 修の追加	○ギガタブの 更新に伴う 研修の追加	○研修会の継続実施	

No.7 デジタル教科書の活用

3

学習環境をより良いものに改善していくことで、学びの充実や障害等による学習上の困難の低減に資するよう、デジタル教科書の効果的な活用を図ります。映像・動画等のコンテンツを活用することにより、多様な学びのスタイルを実現することで、思考力・判断力・表現力の伸長を促します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校の一部教科に整備 ○モデル校に導入し効果検証 ○国の学習者用デジタル教科書実証事業に参加 		<ul style="list-style-type: none"> ○国の動向を踏まえて、教師用デジタル教科書を小学校に100%整備し、効果的に活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○国の動向を踏まえて、教師用デジタル教科書を中学校に100%整備し、効果的に活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○国の動向を踏まえて、学習者用デジタル教科書の小・中学校への100%導入を検討 	

施策の方針

1-3 子どもたち一人一人が学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど、自らの学習を調整しながら粘り強く取り組む態度を育成することが必要である。答えのない課題に対して多様な他者と協働して主体的に実社会に関わり、最適解や納得解を生み出せるような学びを展開していく。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R3)	中間目標 (R9)
4	授業において、課題の解決に向け、自分で考え、自分から取り組んでいる児童生徒の割合	小6 : 77.0%	80.0%
		中3 : 78.0%	83.0%
全国学力・学習状況調査			

参考指標

○学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていると思う児童生徒の割合 【現状値 小6 : 76.4% 中3 : 73.1%】

アクションプラン

No.8 カリキュラム・マネジメントの推進

4

教育課程の実施状況や学力状況調査をもとに、学力向上アクションプランを学校ごとに作成します。また、学習指導の在り方や評価方法等について教職員研修を充実させたり指導資料を作成したりして、授業改善を図っていきます。さらに、教科を横断した学習等、学習効果の最大化を図るためにカリキュラム・マネジメントの確立に努めていきます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
<ul style="list-style-type: none"> ○学力状況調査の分析と活用 ○学校訪問における授業改善のための学力向上アクションプランを活用した指導助言 ○カリキュラム・マネジメントや学習指導の改善等についての教職員研修の充実 ○指導と評価の一体化による授業改善を図るための指導資料の作成と更新 					

No.9 探究的な学習の充実

4

探究的な学習の過程を一層重視し、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、児童生徒が互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする学びを目指していきます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
<ul style="list-style-type: none"> ○各教科等の研究計画の作成と活用 ○各学校における総合的な学習の時間の全体計画と年間指導計画の集約と共有 ○児童会活動、生徒会活動やボランティア活動などの学校生活の向上を図ることを推進するための教職員研修の充実 ○地域との連携を図り、自分たちの暮らす郷土に対する誇りや愛着を持てるようにするための郷土教育の充実 					

I 児童生徒の資質能力の育成について

2 豊かな心の育成

～思いやりの心の育成と一人一人の夢の実現～

施策の方針

- 2-1 温かい心を持ち、弱い立場の人間を支えるなど他者を思いやり尊重する豊かな心を育成することが重要である。他者に対する理解や他者から謙虚に学ぶ姿勢を大切にしつつ、人との関わりを通じて形成される自己肯定感をバランスよく育むことを推進する。
- 2-2 異文化や多様性を理解し受け入れ、自分の判断基準を持ち、対話等を通して人間関係を作り出す力を育み、主体的に行動できることを推奨する。
- 2-3 子どもたちの興味・関心を引き出し、一人一人が夢や目標を持つことができるような学びを展開していく。また、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる基礎的・汎用的能力を着実に身に付けさせ、キャリア発達を促すとともに、様々な困難を乗り越えることができるよう支援する。

施策の方針

2-1 温かい心を持ち、弱い立場の人間を支えるなど他者を思いやり尊重する豊かな心を育成することが重要である。他者に対する理解や他者から謙虚に学ぶ姿勢を大切にしつつ、人との関わりを通じて形成される自己肯定感をバランスよく育むことを推進する。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R3)	中間目標 (R9)
5	『自分にはよいところがある』と思う」と答えた児童生徒の割合	小：74.7%	小：77%
		中：74.2%	中：77%
		全国学力・学習状況調査	
6	『いじめはどんな理由があってもいけないことだ』と思う」と答えた児童生徒の割合	小：96.3%	小：100%
		中：94.8%	中：100%
		全国学力・学習状況調査	

参考指標

- ① 『道徳の授業では自分の考えを深めたり学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる』と思う」と答えた児童生徒の割合 【現状値 小：77.9% 中：84.0%】
- ② 『人が困っているときは、進んで助けている』と思う」と答えた児童生徒の割合 【現状値 小：88.9% 中：88.9%】
- ③ 学級生活をよりよくするために学級活動で話し合い、互いのよさを生かして解決方法を決めている」と答えた児童生徒の割合 【現状値 小：70.6% 中：69.3%】

アクションプラン

No.10 道徳教育の推進

5

道徳教育で取り組むべき重点目標を明確にした全体計画と各教科等における道徳教育に関わる指導の内容や時期を整理した別葉を活用し、学校の教育活動全体で意図的・計画的な指導することで、豊かな心を育みます。また、各学校において毎年組織的に、全体計画と別葉を評価し、改善していくことで重点的な指導の充実を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○各学校において道徳教育全体計画・別葉を年2回以上見直しするように周知 ○意図的、計画的な道徳教育の実施を目的とした学校訪問指導や研修会等の実施 ○道徳教育に関するアンケート調査の実施による状況確認					

No.11 道徳科指導の充実

5

特別の教科「道徳」(以下「道徳科」という。)の授業の学習指導を工夫し、自分のよさや長所に気づき、自分を認める心や自分を大切にすることを育て、自己肯定感を高めます。また、研修会や学校訪問を通して、多様な指導方法の工夫による授業を推進します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○道徳科授業での多様な指導方法を促すための学校訪問指導や研修会等の実施 ○自己評価や相互評価などの評価活動の工夫を推進 ○道徳科指導の充実を確認するためのアンケート調査の実施					

No.12 読書活動の充実

5

小学校から中学校までの9年間を通して、読書習慣が身に付くように読書活動の継続を図ります。知識や教養、語彙力や想像力を高め、表現活動の場面設定と学習形態を工夫し、豊かな感性を育みます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○全校一斉読書の実施など日常的な読書活動を継続するように周知 ○学校図書館指導員の計画的な配置と研修の実施					

No.13 いじめを扱った教材を効果的に活用した道徳科指導の充実

6

いじめに関する問題を自分自身の問題として捉え、多面的・多角的に考えられるような道徳科授業の学習指導を工夫し、いじめをしない、許さない、見逃さない心を育てます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○いじめを扱った多様な教材を活用した多面的・多角的な道徳科の学習指導の実践事例の普及 ○問題解決的な学習や体験的な学習など多様な学習活動を取り入れた授業の推進					

No.14 人権教育の推進

6

児童生徒が人権の意義や内容について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるように、日常の学級経営などを中心とした指導を工夫します。教職員研修等を通して、人権教育の充実を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○人権教育担当者や管理職を対象とした研修会において人権に関する理解を促進 ○学校における人権教室等の実施					

No.15 特別活動における学級活動の充実

6

学級において互いのよさを見付け、違いを尊重し合い、仲よくしたり、信頼し合ったりして生活できるよう、指導の充実を図ります。また、相手の立場や気持ちを理解し、他者へ働きかけようとする思いやりの心を育て、よりよい人間関係を築きます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○学校訪問や研修会等における指導方法の確実な周知 ○実践事例の収集と共有					

施策の方針

2-2 異文化や多様性を理解し受け入れ、自分の判断基準を持ち、対話等を通して人間関係を作り出す力を育み、主体的に行動できることを推奨する。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R3)	中間目標 (R9)
7	「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と答えた児童生徒の割合	小：76.2%	小：80%
		中：76.5%	中：80%
全国学力・学習状況調査			
8	「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と答えた児童生徒の割合	小：52.8%	小：54%
		中：38.3%	中：44%
全国学力・学習状況調査			

参考指標

- ① 「困ったときは、友達と話し合って協力する」と答えた児童生徒の割合
 【現状値 (R2) 小3：80.6% 小5：82.6% 中2：86.6%】
- ② 「いろいろなことに挑戦している」と答えた児童生徒の割合
 【現状値 (R2) 小3：82.8% 小5：74.5% 中2：73.0%】

アクションプラン

No.16 国際教育の推進

7

教育委員会及び学校関係者を構成員とする国際理解教育研究推進協議会を通して、話し合い活動推進のための指導実績の集積や、ホームページを活用した指導事例の周知活用をしていきます。指導事例の活用により、異文化や多様性を理解し、受け入れ、主体的に行動できる力を育てていきます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○国際理解教育研究推進協議会の実施 ○指導事例の集積、ホームページによる周知	○国際理解教育研究推進協議会の実施 ○指導事例の集積、ホームページによる周知 ○話し合い活動推進のための指導実績の集積と活用				

No.17 小学校外国語活動・外国語教育の推進

7

児童に豊かな国際感覚を身に付けさせるとともに、異文化理解の推進やコミュニケーション能力を育成するため、引き続き外国人講師を活用するなどして、外国の文化や生活習慣に親しむ体験的な外国語活動と教科型外国語教育の充実を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○事務連絡会、教科主任会、訪問指導、外国人講師との効果的なティーム・ティーチングの方法や事例の周知					

No.18 総合的な学習の時間における探究的な見方・考え方を育成する指導の充実

78

異なる多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする学習活動を重視していきます。異なる視点から考え協働的に学ぶための話し合い活動を推進していきます。また、対話を通して、異文化や多様性を理解し受け入れ、主体的に行動できる力を育てていきます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○各学校における総合的な学習の時間の全体計画と年間指導計画の集約と共有 ○主任研修会、各課訪問指導を通して探究的な見方・考え方を育成する指導方法や事例の周知					

No.19 体験学習の充実

⑧

地域との交流体験活動を通じて地域や社会について深く考え、主体的に行動できる力を育てていきます。また、宿泊学習を充実させることで、人間関係の構築方法を習得したり、集団活動の意義を学んだりすることで社会性を育成します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○各学校において地域との交流活動の実施 ○移動教室、農山村留学、修学旅行、自然教室等の実施	○各学校において地域との交流体験活動の推進 ○宿泊を伴う体験学習（移動教室、農山村留学、修学旅行、自然教室等）の充実			○農山村留学から修学旅行に変更し実施	○よりよい体験学習の在り方を検討

No.20 文化芸術に触れる機会の充実

⑧

我が国や諸外国の芸術文化へのグローバルな視野を広げ、情操を育てるため、伝統音楽や声楽、器楽合奏の鑑賞および体験活動等の充実を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○こころの劇場 実施			継続実施		
○未来への夢を育む音楽芸術体験 26校			28校		

No.21 環境教育の推進

⑧

子どもたちが人間と環境の関わりを正しく理解するとともに、環境問題を自らの課題として捉え、生涯にわたり環境の保全・創造に向けて取り組んでいけるよう、家庭や地域、事業者等を含めた多様な主体と連携して、環境教育を推進します。

よりよい環境づくりへの主体的な参加や体験活動をもとにし、主体的に考える場を工夫し、子ども同士で対話を重ね、環境に対して責任のある行動をとろうとする態度を育成します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○千葉市環境学習モデル校事業の継続 ○小学校6校、中学校6校を環境学習のモデル校として毎年指定 ○モデル校による環境学習に関する活動成果の報告、活動成果集の作成 ○千葉市環境学習モデル校による活動成果の発表会の開催 ○各校における好事例を参考にした、特色ある環境学習の取組					

No.22 学校における「こどもの参画」の取組の推進

8

社会の一員としての子どもの自覚と自立を促すことを目的とした学校での授業等において、出張授業や助言等により参画の取組みを推進します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○小・中学校へのお出張授業等の実施					
2校 (R3)	3校	4校	6校	6校	6校

No.23 小・中・高校生の社会参画意識の育成

8

将来を担う子どもに、社会の一員としての自覚を促し、選挙の意義の理解を促進するため、小・中学校の児童・生徒会役員選挙などに選挙器材を貸し出すとともに、小・中・高等学校における出前授業等を推進します。また、高校生を対象に、実際の選挙事務に従事する事業を通して政治的教養を育成します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○小学校模擬選挙の実施					
21校 (R3)			21校/年		
○中学校出前授業の実施					
4校 (R3 予定)			4校/年		
○高等学校出前授業 随時受付					
○高校生の選挙事務従事 選挙毎に実施					

施策の方針

2-3 子どもたちの興味・関心を引き出し、一人一人が夢や目標を持つことができるような学びを展開していく。また、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる基礎的・汎用的能力を着実に身に付けさせ、キャリア発達を促すとともに、様々な困難を乗り越えることができるよう支援する。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R3)	中間目標 (R9)
9	『将来の夢や目標を持っている』と思う」と答えた児童生徒の割合	小：80.2% 中：65.4%	小：83% 中：70%
		全国学力・学習状況調査	
10	『難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している』と思う」と答えた児童生徒の割合	小：68.3% 中：64.6%	小：72% 中：68%
		全国学力・学習状況調査	

アクションプラン

No.24 キャリア教育推進のための校内指導の充実

9/10

各学校や地域の実態に応じて、より児童生徒たちの興味・関心を引き出し、一人一人が夢や目標を持つことができるように、各学校において取り組むべき重点目標と各教科等におけるキャリア教育に関わる指導の内容を明確にしたキャリア教育グランドデザインを作成していきます。また、児童生徒が、これまでの経験を振り返り自己の成長に気付くことができるようなキャリア・パスポートの内容を検討し、改善を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○各学校のキャリア教育グランドデザインの作成	○各学校のキャリア教育グランドデザインの活用、情報共有による見直し				○各学校のキャリア教育グランドデザインの再構築
○研究指定校等の事例等好事例を周知 ○キャリア・パスポートの内容の検討・改善					
○教員のキャリア教育指導力向上のための研究					

No.25 キャリア教育に関する中学生用指導資料の充実

9/10

キャリア教育に関する中学生用ノート「わたしの夢」、「ハローマイフューチャー」を改訂し、活用を推進します。様々な困難を乗り越えることができる能力を育てるため、自己理解の内容充実や探究的な学習との連携、特別活動や総合的な学習との教科横断的な内容充実を行います。また、産業系専門高校を紹介するリーフレットを作成し活用を推進します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○指導資料の改訂と活用	○指導資料の作成と活用状況を把握した改善	○指導資料の改訂と活用の検討			

【No.15再掲】 特別活動における学級活動の充実

9/10

【No.19再掲】 体験学習の充実

9/10

No.26 産学官の連携体制の強化

9/10

より児童生徒たちの興味・関心を引き出すために、学校だけではなく、多方面からサポートし、多様な価値観に触れることができる連携体制を強化します。学校、企業・産業界、大学等の有識者を構成員とするキャリア教育推進連携会議を開催し、生涯を通じたキャリア教育の推進に向け、キャリア教育の方向性や既存事業の改善、新規事業の検討等を行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○既存事業の改善、新規事業の検討	○改善案、新規事業案を検討	○既存事業の改善 ○改善事業、新規事業の実施			

No.27 職業体験学習の推進

9/10

夢を持つことの大切さや今学んでいる意義等を考えるために、企業や各種団体等と積極的に連携を図り、職場体験や出前授業を始めとした職業体験学習を推進します。一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる基礎的・汎用的能力を身に付けることができる学習機会を充実させます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○出前授業実施小・中学校の割合					
小 56% 中 78%			小 60% 中 100%		

I 児童生徒の資質能力の育成について

3 健やかな体の育成

～生涯にわたり健やかに生きるための土台の育成～

施策の方針

- 3-1 運動する楽しさが感じられるような機会を創り、積極的に体を動かす子どもを育む。
また、体育的行事や運動部活動などを通して、学校体育の充実を図る。
- 3-2 本市の学校教育における魅力の一つである学校給食を「生きた教材」として活用し、食に対する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせる食育を推進する。
- 3-3 身近な生活における健康に関する知識を身に付け、適切な生活習慣の確立を図るとともに、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成する。

施策の方針

3-1 運動する楽しさが感じられるような機会を創り、積極的に体を動かす子どもを育む。また、体育的行事や運動部活動などを通して、学校体育の充実を図る。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R3)	中間目標(R9)
11	千葉県運動能力証合格率	小男子：19.0% 小女子：20.3% 中男子：11.6% 中女子：30.3%	小男子：28.2% 小女子：31.6% 中男子：15.8% 中女子：41.6%
		千葉県運動能力証	
12	1週間の総運動時間が60分以上の割合（体育の授業は含まない）	小5男子：93.6% 小5女子：86.1% 中2男子：92.4% 中2女子：81.5%	小5男子：95.3% 小5女子：90.1% 中2男子：93.6% 中2女子：84.7%
		全国体力・運動能力・運動習慣等調査	

アクションプラン

No.28 体力づくり活動の取組の充実

11

児童生徒の運動への関心を高め、自ら運動する態度を育てるため、運動習慣の定着及び体力の向上に向けた効果的な対応策を検討し実施していきます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○各学校での 体力づくり 活動 ○研修会等の 実施	○新体力テスト等の結果から、児童生徒の体力・運動能力、運動習慣の状況について把握・分析	○各教科等主任研修会、ブロック研修会等研修会の充実 ○体力向上に成果を上げている取組の実践例などを紹介 ○指導事例の集積と共有			

No.29 体力・運動能力、運動習慣等調査の実施と活用

11

児童生徒の体力の実態を捉え、体力向上を目指すために、体力・運動能力調査、県運動能力証、市運動能力検定を実施するとともに、結果の分析を踏まえ、各学校の実情や児童生徒一人ひとりに応じた支援の充実を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○県運動能力 証合格 率(R3) 小：19.6% 中：20.8% ○市運動能力 検定(※)合 格率(R3) 小：14.9%	○新体力テスト等の結果から、児童生徒の体力・運動能力、運動習慣の状況について把握・分析	○各教科等主任研修会、ブロック研修会等研修会の充実 ○体力向上に成果を上げている取組の実践例などを紹介 ○県運動能力証の交付や市運動能力検定による運動の啓発			○県運動能力証、市運動能力検定の合格率のアップ ○県運動能力証 小：25.8% 中：25.8% ○市運動能力検定 小：20.5%

(※) 市運動能力検定は、50m走・走り幅跳び・ソフトボール投げ・鉄棒・水泳の5種目

No.30 小学校各種体育大会の開催

1112

児童の表現運動・陸上運動・ボール運動に対する興味・関心及び技能を高めるとともに、心身の健全な発達と児童相互の望ましい人間関係の育成を図るために、小学校各種体育大会の開催事業を推進します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○表現運動発表会・陸上大会・球技大会の実施 ○指導事例集の作成への支援 ○教員への実技研修会の実施					○実践の共有 と指導事例 集の改訂

No.31 中学校運動部活動指導員・民間指導者の派遣

1112

中学校の運動部活動を通して、スポーツに親しむ資質や能力を育て、体力の向上や健康の増進を図るため、専門的な指導力を備えた指導者を必要とする学校に対し、部活動指導員・民間指導者を派遣します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
(学校の希望に応じた部活動指導員、民間指導者の派遣) ○部活動指導員の拡充と効果的な配置 ○民間指導者の派遣の継続					

No.32 運動習慣を身に付けるための取組み

12

児童生徒の運動への関心を高め、自ら運動する態度を育てるため、身近なスポーツイベントや試合観戦などへの参加に向けて周知・啓発活動を進めていきます。また、国内外で活躍するアスリートとの交流を通して、運動することの楽しさや素晴らしさを実感・体感できる各種事業を推進します。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技開催都市としての経験を活かし、スポーツの魅力や価値をより一層理解できるよう、オリンピック・パラリンピック教育をレガシーとするための取組を継続します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○千葉ロッテマリーンズベースボールチャレンジの実施 ○ジェフユナイテッド市原・千葉おとどけ隊の実施 ○ちば夢チャレンジ事業等の周知					
○オリンピック・パラリンピックに関する学習を全小・中学校で体育・保健体育の年間指導計画に位置付ける。					

施策の方針

3-2 本市の学校教育における魅力の一つである学校給食を「生きた教材」として活用し、食に対する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせる食育を推進する。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R3)	中間目標 (R9)
13	朝食を欠食する児童生徒の割合	小：1.7% 中：2.6%	小：0% 中：0%
			保健体育課調べ

アクションプラン

No.33 適切な栄養摂取による健康の保持増進を図るための取組

13

児童生徒が、生涯にわたり健康で活力ある生活を送るための基礎を培い、自らの健康を考えて食の自己管理ができる資質や能力を身に付けるために、学校給食を通じた指導の在り方等を検討し実施していきます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な食材や地場産物を取り入れた、安全安心で魅力的な給食の提供 ○学校給食摂取基準に沿った栄養バランスのとれた給食の提供 ○児童生徒の給食の喫食状況や嗜好、健康状態の把握 				
○栄養教職員、 正規調理員 対象の研修 会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○給食を教材とした食に関する指導の実施と内容の工夫や改善 ○栄養教職員対象の給食管理研修会、栄養教職員と正規調理員対象の実技研修会、 正規調理員対象の全体研修会の充実 ○魅力ある給食献立について、保護者や市民への情報提供 				

No.34 望ましい食習慣を育成するための食育の推進

13

児童生徒が日常生活において望ましい食習慣を実践するために家庭・地域との連携を強化するための効果的な方策を検討して実施するとともに、児童生徒の実態を踏まえた各教科等の食に関わる学習内容と食に関する指導を相互に関連させた指導の充実を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
<ul style="list-style-type: none"> ○各学校における「食に関する指導の全体計画」の作成 ○各学校における食に関する指導の実施 (R3) 小：100% 中：78% ○研修会等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校における「食に関する指導の全体計画」の見直しと指導の実践 ○食に関する指導の推進 				
	<ul style="list-style-type: none"> ○授業実践の指導案等の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○栄養教職員を対象とした食に関する指導の研修会（研究協議会・食に関する指導ブロック別研修会〈市内3ブロック〉）の充実 ○給食指導主任を対象とした食に関する指導の研修会（全体研修会・研究協議会）の充実 ○指導事例の集約 			<ul style="list-style-type: none"> ○授業実践の共有と指導事例の集積 ○各学校における食に関する指導の実施 小：100% 中：100%

No.35 自然の恩恵・勤労に感謝する心や食文化や食の歴史を尊重する心の育成

13

関係機関と連携を図ることにより計画的に地場農産物を導入した学校給食を提供するとともに、栄養教諭等の専門性を生かし、郷土料理や行事食を取り上げることで、食文化や様々な業種で働く人への理解と関心を深めていきます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○地場農産物を活用した特別献立（※1）や、特色ある献立（※2）の全校実施と、資料の作成及び配付 ○小学校、養護・第二養護学校における地場農産物を活用した共通メニューの全校での実施や、区ごとの実施（※3）、学校給食センターでの実施（※4）と、資料の作成及び配付 ○生産者による出張授業の抽出校での実施（ニンジン・キャベツ・コマツナ・牛乳・米を予定） ○市民を対象とした地産地消の学校給食試食会の実施					

※1 6月「食育の日」、10月「市民の日」、1月「学校給食週間」に全校実施、3回/年。

※2 12月「千葉氏ゆかりの地(令和8年度、開府900年まで実施予定)」、1回/年。

※3 小学校、養護・第二養護学校における共通メニューでの全校での実施：キャベツ、コマツナ、ダイコン、サツマイモの4回/年、区ごとの実施：ジャガイモ、スイカ、トウモロコシの3回/年。

※4 学校給食センターにおける共通メニューでの実施：ジャガイモ、キャベツ、ダイコン、コマツナの4回/年。

施策の方針

3-3 身近な生活における健康に関する知識を身に付け、適切な生活習慣の確立を図るとともに、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成する。

成果指標

No.	成果指標	現状値	中間目標(R9)
14	毎日の睡眠時間	睡眠 8 時間未満 (小5) 29.2% (R1)	睡眠 8 時間未満 (小5) 28.7%
		睡眠 6 時間未満 (中2) 10.1% (R1)	睡眠 6 時間未満 (中2) 8.7%
		全国体力・運動能力・運動習慣等調査	
15	12 歳児 (中学 1 年生) で、むし歯のない生徒の割合	(現状値 R2) 73.6%	78.0%
		千葉県学校保健統計	

アクションプラン

No.36 睡眠リズムを整える学習

14

よりよい生活を送ることができるよう、決まった時間に寝起きすることのよさについて学び、実践することができるようにします。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○保健学習の充実（小3と中1で生活のリズムを整えしっかり睡眠をとることの大切さを学ぶ。） ○文部科学省等のリーフレットの活用					
○学習事例の収集		○養護教諭や保健主事の研修会での学習事例の紹介			

No.37 歯と口の健康づくりの推進(口腔衛生指導)

15

歯科衛生士による口腔衛生指導を行うことで、児童生徒が自分の歯と口の健康に関心を持ち、生涯を通して歯と口の健康づくりを実践していく基礎をつくります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○歯科衛生士が訪れての「口腔衛生指導」の全校実施					
		○指導の仕方 や指導資料 の見直し等 の実施によ り、指導方法 の改善		○指導の仕方 や指導資料 の見直し等 の実施によ り、指導方法 の改善	

No.38 歯と口の健康づくりの推進(歯と口の健康づくり啓発事業)

15

歯科医師による、「歯と口の健康づくり啓発事業」を行うことで、児童生徒が正しい知識を身に付けるとともに、自分の歯と口の健康に関心を持ち、生涯を通して歯と口の健康づくりを実践していく基礎をつくります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○毎年度、2・3の中学校区において、歯科医師による「歯と口の健康づくり啓発事業」の実施					

II 児童生徒の育成を支える教育環境の整備について

4 質の高い教職員

～教員のキャリアステージに応じた研修の充実と働き方の抜本的改革～

施策の方針

<指導力の育成>

- 4-1 教職員が自己の現状と学校の置かれた状況を分析し、課題を明確にしたうえで、主体的に学び続けることができるようにするために、「千葉県・千葉市教員等育成指標」及び本市の教職員研修体系に基づいた研修を行い、キャリアステージや時代の変化に応じた資質・能力を身に付けることができるよう支援する。

<働き方改革の推進>

- 4-2 教員の採用倍率の低下傾向が続いており、意欲と資質のある教員の確保に支障が生じる懸念がある。働き方改革の推進により教職員が真に必要な業務に専念することができる環境を構築することで、教職員一人一人の心身の健康保持を実現し、いきいきと教育活動が行えるようにする。

施策の方針

<指導力の育成>

4-1 教職員が自己の現状と学校の置かれた状況を分析し、課題を明確にしたうえで、主体的に学び続けることができるようにするために、「千葉県・千葉市教員等育成指標」及び本市の教職員研修体系に基づいた研修を行い、キャリアステージや時代の変化に応じた資質・能力を身に付けることができるよう支援する。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R3)	中間目標 (R9)
16	校内外の研修に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映させている教職員の割合	小：89.8% 中：94.4%	小：100% 中：100%
全国学力・学習状況調査			

参考指標

- ①組織的・継続的な研修を行っている学校の割合 【現状値 小：97.2% 中：92.4%】
 ②授業研究や事例研究など実践的な研修を行っている学校の割合 【現状値 小：95.4% 中：90.6%】

アクションプラン

No.39 校外の研修の充実

17

教育センター及び養護教育センターの研修において、「千葉県・千葉市教員等育成指標」や本市の教職員研修体系に基づいたキャリアステージ、時代のニーズに応じた研修内容の充実を図るとともに、研修受講記録簿等を活用し、より多くの教職員が自己の現状に応じた研修に参加できるようにします。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○校外の研修に参加した教職員の割合					
(調査未実施)		小・中：90%			小・中：100%
○受講者の満足度調査結果を生かした研修内容の改善					

No.40 人材育成のための派遣研修等の積極的な活用

17

人材育成のための派遣研修等となる、現場研究員、長期研修、21世紀を拓く課題研修、中央研修、次世代リーダー研修、研究論文などへの応募を奨励することで主体的に学ぶ教職員の育成を促します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○各種研修に応募した学校の割合					
小・中：66.5%			小・中：73%		
○教科等主任研修会、教育課程研究協議会等における研修成果の共有					

No.41 課題の共有を目的とした校内の研修の充実

17

校内の研修において、「全国学力・学習状況調査」や「千葉市学力状況調査」を基に作成した学力向上アクションプランを活用し、学校全体の学力傾向や課題などの情報について全職員で共有できるようにします。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○自校の学力傾向や課題などを全職員で共有した学校の割合					
(調査未実施)		小・中：100%			

施策の方針

<働き方改革の推進>

4-2 教員の採用倍率の低下傾向が続いており、意欲と資質のある教員の確保に支障が生じる懸念がある。働き方改革の推進により教員が真に必要な業務に専念することができる環境を構築することで、教職員一人一人の心身の健康保持を実現し、いきいきと教育活動が行えるようにする。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R3)	中間目標 (R9)
17	勤務時間を除く在校等の時間が月平均 45 時間を超える教職員の割合	48%	24%
			教育職員課調べ
18	働き方改革の取組みの効果について、「効果があった」又は「一定の効果があった」と回答した教職員の割合	44%	68%
			教育職員課調べ

参考指標

- ①勤務時間を除く在校等の時間が月平均 45 時間を超えない学校の割合 【現状値 62%】
 - ②勤務時間を除く在校等の時間の月平均が 80 時間を超えている割合 【現状値 4%】
 - ③ストレスチェックによる総合健康リスク 【現状値 小：85 中：85】
- ※全国平均総合健康リスク 100 を基準として表しています。

アクションプラン

No.4 2 「学校における働き方改革プラン」による改革推進

17/18

令和3年度に教育委員会で改編した、全市立学校を対象とした「働き方改革プラン」のもと、目標達成や各学校での働き方改革の取組の定着等のため、各種施策を着実に実施します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○「学校における働き方改革プラン」の改編	○「チーム学校推進委員会」等での各学校の進捗管理	○在校等時間の実績や取組等を踏まえたプランの見直し	○見直し後のプランに基づき、施策を推進		
○在校等時間の月平均が45時間を超えない学校の割合を毎年度5ポイントずつ増加 (各学校の在校時間等の調査) 66% (令和4年度目標)	71%	76%	○見直し後のプランに基づき、新たな目標値を設定		
○在校等時間の月平均が80時間を超える教職員の割合を毎年度1ポイントずつ低減 (各学校の在校時間等の調査) 3.7% (令和4年度目標)	2.7%	1.7%	○見直し後のプランに基づき、新たな目標値を設定		
○働き方改革プランに記載の各種施策の推進			○見直し後のプランに基づき、施策を推進		

No.4 3 学校の業務・行事の見直し

17/18

ICT活用による業務効率化や行事の見直し事例を周知し、取組状況の進捗管理を行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○ICTの活用による業務効率化事例の収集と周知	○第3次CABINETシステムの更新による更なる業務効率化		○第3次CABINETシステム下におけるICT活用事例の収集と周知		
○会議、研修、各種調査・連絡のオンライン化及びペーパーレス化 ○学校行事見直し状況の調査と各学校へのフィードバック			○学校行事の見直しの進捗状況を踏まえた更なる取組の検討		

No.4 4 部活動の負担の適正化【No.2 9 一部再掲】

17|18

教員の負担を適正化しながら部活動の充実を図るため、専門的な指導力を備えた指導者を必要とする学校に対し、部活動指導員・民間指導者を派遣するとともに、地域部活動の移行に向けた検討を進めます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○学校の希望に応じた部活動指導員、民間指導者の派遣	○部活動指導員の拡充と効果的な配置 ○学校の希望に応じた民間指導者の派遣の継続				
○部活動の地域移行に向けたモデル校における実践研究	○国の動向を踏まえ、部活動の段階的な地域移行の実施に向け検討				

No.4 5 専門スタッフ等の活用

17|18

専門スタッフ等の配置の適正化に努めるとともに地域人材の活用を進め、教職員が行う業務の負担軽減を促進する。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の全校配置 ○専科教員・専科指導のための非常勤講師の活用 ○部活動指導員の配置 ○地域の人材活用 ・国の支援策の状況を踏まえた、専門スタッフ等の配置による業務の負担軽減の促進					

No.4 6 業務の効率化・スキルアップに係る取組の促進

17|18

各種研修の受講を通して、教職員自ら業務の効率化・スキルアップを図るとともに、働き方改革を意識して業務に取り組む意識を向上させます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○働き方改革の意識醸成につながる研修を実施し、受講を推奨する					
○働き方改革の意識醸成につながる研修を受講している教職員の割合					
調査未実施					100%
○自身の勤務時間等を意識しながら業務に取り組んでいると感じている教職員の割合					
調査未実施					100%

Ⅱ 児童生徒の育成を支える教育環境の整備について

¥

5 魅力ある教育環境

～特色ある教育活動とソフト・ハード両面における魅力的で充実した環境の整備～

施策の方針

<特色ある教育活動>

5-1 本市では国に先駆けて少人数学級や少人数指導の実現や専科指導の充実を進めてきたところである。こうした本市ならではの特色ある教育活動を充実させ、各学校種間の連携（幼保小連携、小中一貫教育など）、市立中等教育学校・高等学校改革、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割と機能を果たしつつ子どもの教育にあたる体制作りや、よりよい教育環境の整備と教育の質の充実を目指した学校規模の適正化などを推進する。

5-2 子どもの学習・生活の場として、学校は、安全で安心な環境であることが求められる。そのために、学校管理下における事故、災害、不審者の発生等の緊急時における危機管理体制を確立するとともに、家庭・地域・関係機関と情報を共有することで連携・協働を推進し、安全・安心な環境を構築する。

5-3 児童が放課後を安全・安心に過ごせる居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を通じて社会性や自主性、創造性を育むことができる環境を整備するため、余裕教室その他の学校施設を有効活用し、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営する「アフタースクール」の拡充を進めていく。

※「放課後子どもプラン（第2期）」を令和4年度末に策定予定であるため、今後、同プランの内容と第3次計画の整合を図る。

<充実した教育施設・設備>

5-4 老朽化が進行した学校施設について、安全性の確保や老朽化対策を計画的に進めるとともに、社会の変化や時代の要求水準に沿った施設・設備環境を整えるため、バリアフリー改修などを進めるほか、「学習・生活の場」として安全・安心で衛生的な環境の整備を進める。

5-5 教職員及び児童生徒の端末一人一台化が実現されたことから、それらを最大限に活用できるよう、スムーズな通信状況を確保しデジタル教科書を有効に活用するためのネットワーク整備をはじめとしたICT環境整備を進める。また、感染症や災害等が発生した際、質の高いオンライン教育が可能となるよう取組を進める。このような

ICT機器を活用した教育活動を充実させるために、教職員の力量を高めるとともに、メディアリテラシーの育成を図る。

施策の方針

<特色ある教育活動>

5-1 本市では国に先駆けて少人数学級や少人数指導の実現や専科指導の充実を進めてきたところである。こうした本市ならではの特色ある教育活動を充実させ、各学校種間の連携（幼保小連携、小中一貫教育など）、市立中等教育学校・高等学校改革、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割と機能を果たしつつ子どもの教育にあたる体制作りや、よりよい教育環境の整備と教育の質の充実を目指した学校規模の適正化などを推進する。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R3)	中間目標(R9)
19	児童生徒が、学校種間連携（※）を通じて充実した教育を受けられていると感じている保護者の割合	未実施	—
教育改革推進課調べ			
20	学校支援地域本部(千葉市版コミュニティ・スクールも含む)の拡充と充実	設置校 55校	設置校 115校
学事課調べ			

参考指標

- ①学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合 【現状値 小：81.6% 中：78.5%】
 ②「授業がよくわかるようになった」と感じている児童の割合 【未実施】
 ③「学習や学校生活のことで相談できる先生が増えた」と感じている児童の割合 【未実施】
 ④「教科担任制の実施により、児童の学習意欲が高まった」と感じている保護者の割合 【未実施】
 ⑤「教科担任制の実施により、児童と向き合う時間が増えた」と感じている教職員の割合 【未実施】

(※) 幼保小連携、小中連携、中高一貫、高大連携

アクションプラン

No.4 7 小学校と幼稚園・保育所等の交流活動の推進

19

幼児や児童の交流活動や教職員の相互参観等を実施し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続が図られるように努めます。

現在	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	中間目標 令和 9 年度
○小学校が幼稚園・保育所等と交流活動をしている小学校の割合					
87.3%	90%	93%	96%	98%	100%
○幼保小関連教育推進指定校 12 校における取組の推進、成果の普及					

No.4 8 小学校と中学校の連携や小中一貫教育の推進

19

小・中学校間の交流活動や教職員による合同研修等を行うことで、児童生徒や教職員が相互理解を深め、小・中学校間の円滑な接続を図り、不登校児童生徒の増加や「中1ギャップ」の解消に努めるとともに、学習指導の充実や異年齢集団での活動を通じた生活指導の充実を目指します。また、3つの小中一貫教育校において、より高い教育効果の実現に向けて取組を進めます。

現在	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	中間目標 令和 9 年度
○小学校と中学校が交流活動や合同研修等をしている小・中学校の割合					
調査未実施	60%	70%	80%	90%	100%
○小中一貫教育校 3校	○小中一貫教育校における取組の充実、成果の普及				

No.4 9 千葉市立千葉高等学校の理数教育及び分野融合型教育の充実

19

文部科学省「スーパー・サイエンス・ハイスクール（SSH）事業」における先進的な理数教育をもとに、生徒に科学技術人材としての資質・能力等を身に付けさせます。また、海外及び国内研修の実施や分野融合型教育の充実・発展により、持続可能な社会をリードする人材を育成していきます。

現在	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	中間目標 令和 9 年度
○分野融合型授業の実施及び研究			○分野融合型の授業の実施及び普及		
○先進的な理数教育の実施及び研究			○先進的な理数教育の実施及び普及		
○第IV期SSH事業指定					○第V期SSH事業指定について検討

No.50 千葉市立稲毛高等学校及び稲毛国際中等教育学校における国際教育及び課題発見・解決型学習の充実 19

中高一貫教育の特性を生かした国際教育を展開します。また、地域や世界の視点に立ち様々な課題を探究する課題発見・解決型学習（InageQuest）に取り組み、持続可能な社会を創生するグローバル・リーダーの育成を目指します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○中等教育学校開校 ○入学者選抜見直し・検討	○入学者選抜検討・見直し				○中等教育学校完成
○総合的な探究の時間・外国語教育の充実 ○連携する大学、グローバル企業、法人等の新規開拓 ○海外語学研修の実施（内進生・国際教養科）			○生徒の英語力の向上（CEFR：B2《実用英語検定準1級相当》の取得） ○海外の高等学校との更なる連携 ○海外語学研修の実施（全員）		
	○校舎等改修工事		○校舎等改修工事 ○グラウンド等外構工事		

【No.3再掲】 少人数学級・少人数指導の推進

【No.4再掲】 小学校高学年における一部教科担任制の推進

No.51 学校適正配置の推進

子どもたちのよりよい教育環境の整備と教育の質の充実を図るため、学校適正配置を推進します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○小：1地区において地元代表協議会の設立 ○適正配置の優先度が高い小規模校の抽出	○適正配置の優先度の算出 ○適正配置の優先度が高い小規模校との情報共有及び意見聴取 ○保護者や地域に対する説明会や意見交換会の開催				

No.5 2 次期千葉市適正規模・適正配置実施方針の策定に向けた取組

平成30年度に策定した第3次千葉市学校適正規模・適正配置実施方針の見直しを図り、次期学校適正規模・適正配置実施方針の策定を目指します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○統合校における統合効果の検証 ○次期千葉市学校適正規模・適正配置実施方針策定に向けた準備					○次期学校適正規模・適正配置実施方針の策定

No.5 3 関係者との連携体制の強化

20

様々な教育課題や多様化する教育ニーズに対応した新たな学校・家庭・地域の連携に向けた取組を推進するため、地域連携事業推進組織を設置するとともに地域連携事業推進会議（教育委員会、市民局、こども未来局から構成）を開催します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○地域連携事業推進会議の開催 ※2～3年毎に他局との調整及び具体的な支援を見直す。					

No.5 4 地域コーディネーター研修の実施

20

学校支援地域本部の先進的な取組を実施している市町村の地域コーディネーターを講師とし、効果的な活動や、学校との関わり方等の研修を実施します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○地域コーディネーター研修会 1回/年					

No.5 5 千葉市版コミュニティ・スクールモデル校の拡充

20

これまで本市が設置を進めてきた学校支援地域本部の中心的な組織である地域教育協議会に学校運営協議会の機能をあわせもつように発展させます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○モデル校1校による検証	○新規モデル校1校追加/年				○新規モデル校2校追加 各区1校(計6校)

施策の方針

<特色ある教育活動>

5-2 子どもの学習・生活の場として、学校は、安全で安心な環境であることが求められる。そのために、学校管理下における事故、災害、不審者の発生等の緊急時における危機管理体制を確立するとともに、家庭・地域・関係機関と情報を共有することで連携・協働を推進し、安全・安心な環境を構築する。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R3)	中間目標 (R9)
21	学校・地域の特性や実情に即した学校独自の学校総合防災マニュアル等の改善・充実を目的とした検討の実施率	未実施	100%
			学事課調べ
22	登下校の見守り活動等による通学路の危険箇所への対策割合	100%	100%
			学事課調べ

参考指標

○学校総合防災マニュアルの教職員への周知率

【現状値 未実施】

アクションプラン

No.56 リスク調査の実施と学校総合防災マニュアルの改訂

21

「千葉市地震・風水害ハザードマップ（WEB版）」の定期的な更新を踏まえて、自校学区内の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域を再確認し、学校独自の学校総合防災マニュアルを改定します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○学校におけるリスク調査及び学校独自の学校総合防災マニュアルの更新					

No.57 学校防災に関する校内研修の実施

21

教職員への学校独自の学校総合防災マニュアルの周知徹底を図るために、実効性を高めるための校内研修を行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○校内研修実施率					
	小・中・高 100%				小・中・高 100%

No.58 学校での危機管理に関する研修の実施

21

管理職を対象に学校での危機管理に関する研修を実施することによって、危機管理意識の高揚と学校独自の学校総合防災マニュアル等の改善・充実を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○管理職を対象とした学校での危機管理に関する研修の実施					

No.59 「千葉市地震・風水害ハザードマップ（WEB版）」等を活用した教職員研修・防災教育の充実

21

学校独自の学校総合防災マニュアルを踏まえて、「千葉市地震・風水害ハザードマップ（WEB版）」等を活用した教職員研修や防災教育を行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○活用状況率					
小：11% 中：2% 高：0% (R2)					小・中・高 100%

No.60 小・中学校におけるブラインド型避難訓練の実施

21

事前に予告することなく避難訓練を実施し、災害時において適切に行動できるようにします。実施後、課題等を整理し、学校総合防災マニュアルに反映します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○小・中学校実施率					
59.3%	→		72%	→	
					80%

No.61 学校セーフティウォッチャーによる見守り活動

22

地域の児童・生徒達の安全・安心を守るセーフティウォッチャーの活動内容や意義、「ながら見守り」等の方法を周知し、保護者や地域の方の参加意識を高めます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○セーフティウォッチャー一人あたりの児童生徒数					
3.13人	→				2.9人

施策の方針

<特色ある教育活動>

5-3 児童が放課後を安全・安心に過ごせる居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を通じて社会性や自主性、創造性を育むことができる環境を整備するため、余裕教室その他の学校施設を有効活用し、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営する「アフタースクール」の拡充を進めていく。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R4)	中間目標 (R9)
23	アフタースクール設置校数	24 校	令和 4 年度末策定予定の「第 2 期放課後子どもプラン」において具体的な数値目標を確定
生涯学習振興課調べ			

アクションプラン

No.6 2 アフタースクールの拡充

23

学校施設の有効活用について学校現場と合意形成を図り、アフタースクールの拡充を進めていきます。

現在 (R4)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	中間目標 令和 9 年度
○アフタースクール設置校数 24 校	34 校	令和 4 年度末に策定する第 2 期放課後子どもプランにおいて、各年度における具体的な拡充目標を設定。			

施策の方針

<充実した教育施設・設備>

5-4 老朽化が進行した学校施設について、安全性の確保や老朽化対策を計画的に進めるとともに、社会の変化や時代の要求水準に沿った施設・設備環境を整えるため、バリアフリー改修などを進めるほか、「学習・生活の場」として安全・安心で衛生的な環境の整備を進める。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R4)	中間目標 (R9)
24	学校が安全・安心で衛生的に生活できる場所と感じる児童生徒の割合	未実施	—
			学校施設課調べ
25	障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境が整備されていると感じる児童生徒の割合	未実施	—
			学校施設課調べ

アクションプラン

No.6 3 外壁改修工事の実施

24

外壁の剥落・落下防止対策を目的とした外壁改修工事を行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○外壁改修実施済み校数					
58校	64校	76校	80校	86校	89校

No.6 4 トイレの快適化

24

トイレの衛生環境を改善するため改修工事を行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○トイレの洋式化・ドライ化改修校数・改修率					
79校・54%	113校・77%	146校・100%			

No.6 5 防犯カメラシステムの設置

24

学校敷地内への侵入を抑止するため防犯カメラシステムを設置します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○防犯カメラシステム設置校数・設置率					
110校・65.8%	130校・77.8%	140校・83.8%	150校・89.8%	160校・95.8%	167校・100%

障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境を整備します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○エレベーター設置校数・設置率					
小：49(45%)	小：59(55%)	小：62(58%)	小：66(62%)	小：70(65%)	小：74(69%)
中：32(60%)	中：33(62%)	中：34(64%)	中：35(66%)	中：36(68%)	中：37(70%)
高：1(50%)	高：1(50%)	高：2(100%)	高：2(100%)	高：2(100%)	高：2(100%)
特：3(100%)	特：3(100%)	特：3(100%)	特：3(100%)	特：3(100%)	特：3(100%)
計：85(51%)	計：96(58%)	計：101(61%)	計：106(64%)	計：111(67%)	計：116(70%)
○スロープ設置校数・設置率（校舎及び屋内運動場）					
小：80(74%)			小：108(100%)		
中：35(65%)	→		中：54(100%)		
特：2(67%)			特：3(100%)		
○多機能トイレ整備校数・設置率					
小：97(90%)	小：103(96%)	小：107(100%)			
中：46(85%)	中：51(94%)	中：54(100%)			
高：2(100%)	高：2(100%)	高：2(100%)			
特：3(100%)	特：3(100%)	特：3(100%)			

施策の方針

<充実した教育施設・設備>

5-5 教職員及び児童生徒の端末一人一台化が実現されたことから、それらを最大限に活用できるよう、スムーズな通信状況を確保しデジタル教科書を有効に活用するためのネットワーク整備をはじめとしたICT環境整備を進める。また、感染症や災害等が発生した際、質の高いオンライン教育が可能となるよう取組を進める。このようなICT機器を活用した教育活動を充実させるために、教職員の力量を高めるとともに、メディアリテラシーの育成を図る。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R3)	中間目標 (R9)
26	ネットワーク回線の増強を実施した学校数	小・中学校 2校のみ 3Gbps	小・中・特別支援学校 全校3Gbps以上
		教育センター調べ	
27	ICT活用指導力のある教員の割合	71.2% (R3 調査)	90%
		教育センター調べ	
28	情報活用の基盤となる知識や態度について 指導できる教員の割合	83.5% (R3 調査)	100%
		教育センター調べ	

アクションプラン

No.67 ネットワーク回線の増強

26

第3次CABINETシステムへの移行に合わせ、利用人数や利用時間帯による回線状況を考慮しながらネットワーク回線の増強を実施します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○小・中学校 2校のみ 3Gbps (他校は 1Gbps)	○3Gbpsの学 校にて効果 検証	○第3次 CABINETシ ステム導入 時に実情に 見合った速 度に回線増 強	○全校にて効果検証		○次システム における回 線増強につ いて検討

【No.5再掲】 ICTを活用した授業改善

27

【No.6再掲】 教職員向けのICT研修の充実

27

No.68 情報モラルの研修の充実

28

情報モラル教育についての研修を年代別の基本研修などに組み込み、より多くの教員が幅広く受講できるようにします。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○初任者研修 にて実施	○年代別の基 本研修に拡 充	○研修対象者 の拡充	○研修内容や 研修方法の 見直し	○研修会の継続実施	

No.69 メディアリテラシーについての情報発信

28

メディアリテラシーについての情報を様々な媒体を用いて発信し、各学校において児童生徒のICT活用能力を高める指導を行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○ホームペー ジ、掲示 板、動画資 料、ニュー スなどで発 信	○発信する情 報の拡充	○第3次 CABINETシ ステムの更 新に伴い発 信情報の拡 充	○ギガタブの 更新に伴い 発信情報の 拡充	○発信する情報の拡充	

Ⅱ 児童生徒の育成を支える教育環境の整備について

6 個別の支援が必要な児童生徒へのサポート

～一人一人に寄り添った誰一人取り残すことのない教育の実現～

施策の方針

<いじめ・不登校への対応>

6-1 いじめにおいては、認知件数が毎年、右肩上がりが増えており、憂慮すべき事態だが、認知件数が多いことは、これまでのいじめ防止等の取組により、教職員のいじめに関する理解が深まった結果である。今後も、いじめについて正しく理解するとともに、未然防止、早期発見・早期対応、組織的な対応を一層徹底することにより、いじめを許さない学校づくりを推進する。

6-2 不登校児童生徒数は、小・中学校ともに増加しており、本市の喫緊の課題となっている。学校以外の学びの場の重要性等を考慮し、不登校児童生徒それぞれの実態に応じ、学校内外の様々な学びの場を確保することで、全ての子どもたちの学びと成長を担保する。

<特別支援教育の充実>

6-3 インクルーシブ教育システム構築の観点から、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、多様な学びの場を設定することで、子どもの実態に合った適切な指導及び支援を切れ目なく保障していく。また、共生社会の実現のため、「交流及び共同学習」の更なる推進を図り、家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、子どもたちの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する。

6-4 特別な支援を必要とする子どもの成長に合わせた支援を継続的に行うため、学齢期を中心とするライフステージに応じた相談支援体制の構築を図っていく。各ステージや関係機関との円滑な引継ぎや連携が図れるよう、個別の教育支援計画等の作成・活用の理解と推進を図る。また、専門職としての資質や指導力の向上を図るための研修を行うとともに、様々な教育的ニーズがある子どもたちのために人的配置を行い学校を支援する。

<学習困難者等への対応>

6-5 家庭の経済状況や日本語能力など様々な理由により学習が困難である者等に対し、教育を受ける機会を実質的に保障するため、就学援助等の支援の充実、日本語指導などの支援体制や受け入れ態勢の充実、夜間中学の設置などの取組を進める。

施策の方針

<いじめ・不登校への対応>

6-1 いじめにおいては、認知件数が毎年、右肩上がりが増えており、憂慮すべき事態だが、認知件数が多いことは、これまでのいじめ防止等の取組により、教職員のいじめに関する理解が深まった結果である。今後も、いじめについて正しく理解するとともに、未然防止、早期発見・早期対応、組織的な対応を一層徹底することにより、いじめを許さない学校づくりを推進する。

※P22 「No.24 いじめ解消率」補助資料参照

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R3)	中間目標 (R9)
29	いじめ対応の正しい理解と未然防止、適切な早期対応の推進のための校内研修を実施した小・中・中等教育・高等・特別支援学校の割合	71.9%	100%
		児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	
30	いじめ解消率	60.0%	75.0% ※
		児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	

※いじめが解消したとするには、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していることを解消の要件の1つとしており、1年のうち1月から3月に発生したいじめは年度内の解消件数に含めることができないため。

アクションプラン

No.70 いじめ対応の校内研修のための要請訪問

29

いじめの正しい理解や初期対応、組織的な対応の徹底などについて、各学校の実情や要望に応じたいじめ対応の校内研修を行い、いじめを許さない学校づくりを推進します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○3年以内に要請訪問を実施した小・中・中等教育・高・特支学校の割合					
9.5%			50%		
					100%

No.71 いじめに対応した校外研修の充実

29

教育委員会が主催する、管理職や生徒指導主任を対象とした悉皆研修等において、いじめ対応について協議等を行うことで、いじめの早期発見と適切な初期対応等について理解を深め、いじめの早期解決、再発防止を図ります。また、専門研修で、希望者を対象としたいじめ対応について協議等を行い、適切な対応の充実を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○いじめに対応した校外研修					
年間2回					年間3回

No.72 いじめ対応に関する校内研修資料の提供

29

各学校の自主的な校内研修を充実させるために、校内研修用資料を定期的に提供し、活用を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
		○校内研修用資料の提供			
		年間2回			年間3回

No.73 いじめ被害児童生徒報告書（月例報告）の活用

30

月例報告において、いじめの発生から3か月経過している事案について、まだ解消していない学校と連絡を密にとり、事案の解消に向けて、指導助言の充実を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
<p>○いじめ被害児童生徒報告書の活用</p> <p>○いじめの解消に向けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法が定めるいじめの定義を正しく理解して対応しているか ・組織で対応に当たっているか ・家庭との連携を密にしているか <p>などの点について、指導主事が確実に報告書の確認を行い、指導助言の充実を図る。</p>					

No.74 いじめ問題への取組についての自己点検

30

「いじめ問題への取組についての点検表」を用いて、年2回以上の自己点検を実施し、集計結果を学校に公表することで、他校との比較など、自分の学校の置かれている状況が客観的にわかるようにします。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
<p>○「いじめ問題への取組についての点検表」において、平均2.5以上の回答が得られた学校の割合</p>					
		80%			100%

No.75 専門人材の配置拡充

学校だけでは解決困難な重大な事案に対し、専門人材を活用して、学校、保護者及び児童生徒への助言や支援を行うことにより、事案の早期解決を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○専門人材の配置拡充					
【SC】 年間 小(大) ：160時間 小(他) ：120時間 中(大) ：420時間 中(他) ：280時間 高校 ：140時間 特支 ：120時間 LP花見川 ：280時間		【SC】 年間 小(大) ：200時間 小(他) ：200時間 中(大) ：420時間 中(他) ：280時間 高校 ：200時間 特支 ：200時間 LP全6カ所 ：280時間		【SC】 年間 小(大) ：420時間 小(他) ：280時間 中(大) ：420時間 中(他) ：280時間 高校 ：280時間 特支 ：280時間 LP全6カ所 ：280時間	【SC】 年間 小(大) ：420時間 小(他) ：280時間 中(大) ：420時間 中(他) ：280時間 高校 ：280時間 特支 ：280時間 LP全6カ所 ：280時間
【SSW】 10人		【SSW】 13人		【SSW】 15人	【SSW】 15人
【SL】 年間20回		【SL】 年間30回		【SL】 年間40回	【SL】 年間40回

※小(大)：大規模校等の小学校、小(他)：それ以外の小学校、中(大)：大規模校等の中学校、中(他)：それ以外の中学校、LP：教育支援センター(ライトポート)

※【SC】：スクールカウンセラー、【SSW】：スクールソーシャルワーカー、【SL】：スクールロイヤー

施策の方針

<いじめ・不登校への対応>

6-2 不登校児童生徒数は、小・中学校ともに増加しており、本市の喫緊の課題となっている。学校以外の学びの場の重要性等を考慮し、不登校児童生徒それぞれの実態に応じ、学校内外の様々な学びの場を確保することで、全ての子どもたちの学びと成長を担保する。

※P21「No.23 全児童生徒数に対する不登校児童生徒の割合」参照

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R3)	中間目標 (R9)
31	学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合	42%	0%
		児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	

※【学校内外の機関等】

学校内は、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員を指し、学校外は、外部の専門機関を指す。

アクションプラン

No.76 小学生ライトポートの設置と機能拡充

31

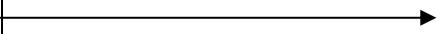
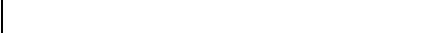
特に増加傾向にある小学生の不登校児童への支援として、小学生ライトポートの有効な運営を図り、学校とは別の学びの場として通級生を増やします。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○通級児童数					
11人	30人	60人	80人	100人	120人

No.77 スクールカウンセラーの配置時間の拡充【No.71 一部再掲】

31

いじめや不登校などに対応するため、公認心理師などによる児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助を行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○スクールカウンセラー					
年間 小(大) : 160 時間		年間 小(大) : 200 時間		年間 小(大) : 420 時間	年間 小(大) : 420 時間
小(他) : 120 時間		小(他) : 200 時間		小(他) : 280 時間	小(他) : 280 時間
中(大) : 420 時間		中(大) : 420 時間		中(大) : 420 時間	中(大) : 420 時間
中(他) : 280 時間		中(他) : 280 時間		中(他) : 280 時間	中(他) : 280 時間
高校 : 140 時間		高校 : 200 時間		高校 : 280 時間	高校 : 280 時間
特支 : 120 時間		特支 : 200 時間		特支 : 280 時間	特支 : 280 時間
LP花見川 : 280 時間		LP全6カ所 : 280 時間		LP全6カ所 : 280 時間	LP全6カ所 : 280 時間

※小(大)：大規模校等の小学校、小(他)：それ以外の小学校、中(大)：大規模校等の中学校、中(他)：それ以外の中学校、LP：教育支援センター(ライトポート)

No.78 スクールソーシャルワーカーの配置拡充【No.71一部再掲】

31

教育と福祉の両面に関して専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を支援します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○スクールソーシャルワーカー					
10人		13人			15人

No.79 家庭訪問相談事業の拡充

31

毎年、学校・保護者からの要請数に対して、派遣ができず待機状態になっている児童生徒が増えていくことを踏まえ、相談員を増員して派遣数を増やします。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○相談件数					
68件	80件	100件			120件

No.80 リモート相談機能の拡充

31

来所相談や家庭訪問相談は、現在対面のみ行っていますが、対面が困難な時（緊急事態宣言時や直接会うことに抵抗感が強い時）に、リモート相談の環境を整備することで、児童生徒・保護者の相談の機会を確保します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○相談件数					
0件	20件	40件	50件	60件	70件

No.81 児童支援員の配置

31

児童支援員を配置することにより、今まで保健室や職員室で対応していた教室に入ることに抵抗のある児童生徒に、別室で1人1台端末(ギガタブ)を活用した個別の支援を行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○配置校数					
	小：15校 中：5校				小：30校 中：10校

No.8 2 フリースクール等における活動や通所の支援

31

「千葉市における不登校児童生徒が通う民間施設におけるガイドライン」を見直し、周知を図るとともに、学習図書への貸与、フリースクール等民間施設への運営補助を行います。また、フリースクール等やライトポートにおける活動費や通所費等を助成することで、経済的支援を行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度	
○フリースクール等で出席扱いとなっている児童生徒数						
76人	→		100人	→		120人

施策の方針

<特別支援教育の充実>

6-3 インクルーシブ教育システム構築の観点から、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、多様な学びの場を設定することで、子どもの実態に合った適切な指導及び支援を切れ目なく保障していく。また、共生社会の実現のため、「交流及び共同学習」の更なる推進を図り、家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、子どもたちの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R3)	中間目標 (R9)
32	自立と社会参加に向けた態度が育成されていると考える特別支援学級担任の割合	調査未実施	—
			教育支援課調べ

アクションプラン

No.8 3 学校間の「交流及び共同学習」の実施

32

小・中学校や特別支援学校における学校間の交流及び共同学習（げんきキャンプやげんき交流会等）の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育みます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度	
○学校間の「交流及び共同学習」の回数（年間1校当たり）						
調査未実施	→		5回	→		7回

No.8 4 居住地における「交流及び共同学習」の実施

32

小・中学校や特別支援学校において、居住地における「交流及び共同学習」（特別支援学校小・中学部の希望する児童生徒が、居住する地域の小・中学校に個別に訪問して行う交流）の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育みます。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度	
○居住地における「交流及び共同学習」の実施回数（年間全小・中学校合計）						
40回	→		90回	→		150回

No.8 5 小・中学校内における「交流及び共同学習」の実施

32

特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、学習や行事等における通常学級との交流を通して、インクルーシブ教育の推進を図ります。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度	
○「交流及び共同学習」の一人当たりの年間実施回数						
調査未実施	→		35回	→		50回

施策の方針

<特別支援教育の充実>

6-4 特別な支援を必要とする子どもの成長に合わせた支援を継続的に行うため、学齢期を中心とするライフステージに応じた相談支援体制の構築を図っていく。各ステージや関係機関との円滑な引継ぎや連携が図れるよう、個別の教育支援計画等の作成・活用の理解と推進を図る。また、専門職としての資質や指導力の向上を図るための研修を行うとともに、様々な教育的ニーズがある子どもたちのために人的配置を行い学校を支援する。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R3)	中間目標 (R9)
33	小・中学校で個別の教育支援計画を作成している学校の割合	小：92.6% 中：75.5% 全体：87% (R2)	小：100% 中：100% 全体：100%
		個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用状況に係る調査	

参考指標

- ①特別な支援を要する児童生徒への配置・派遣事業の推進～特別支援教育指導員配置後の改善率
【現状値 90% (R1)】
- ②特別支援教育介助員配置事業に対する保護者の満足度 【現状値 大変満足：84%、満足：16% (R2)】
- ③スクールメディカルサポート事業に対する保護者の満足度【現状値 大変満足 33%、満足 67% (R2)】

アクションプラン

No.86 特別支援連携協議会の充実

33

特別な支援を要する子どもに関わる関係機関等のネットワーク構築等に向け、乳幼児期から成人までライフステージに応じた適切な支援が受けられる体制作りのための関係諸機関間の情報交換・意見交換を行います。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○千葉県特別支援連携協議会開催 ○毎年、総合案内パンフレットの見直しを行うとともに、関係機関で個別の教育支援計画の作成・活用・理解を図り、子どもの成長に合わせた支援の継続に努める。					

No.87 教職員研修事業の充実

33

特別支援教育の教育実践上の諸問題の解決に役立つ研修を行い、実践的指導力や経営力を高めるとともに社会の変化に対応する資質や力量の向上を図ります。また、個別の教育支援計画の活用と理解を推進します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○社会の変化に対応する資質や力量の向上のために、特別支援教育の最新情報等を取り入れた研修講座を夏期専門研修の中に年1講座以上設定する。					
○研修を受けた教職員のうち「大変満足」と回答した割合 74.5%					90%

施策の方針

<学習困難者等への対応>

6-5 教育を受ける機会を実質的に保障するため、家庭の経済状況や日本語能力など様々な理由により学習が困難である者等に対し、就学援助等の支援の充実、夜間中学の設置、日本語指導などの支援体制や受け入れ態勢の充実などの取組を進める。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R3)	中間目標 (R9)
34	公立夜間中学の生徒アンケート調査で学校の運営について肯定的回答をした生徒の割合	開校に向けた諸課題の検討	100%
			企画課調べ
35	日本語指導を受ける子どもの読み書き・授業中の学習に関する日本語習得状況	日本語習得状況の段階を1ランクあげる 50%	日本語習得状況の段階を1ランクあげる 60%
		特別の教育課程編制 実施計画・報告書	

アクションプラン

No.88 公立夜間中学に係る学び直し応援プランの策定及び支援体制の構築

34

「学び直し応援プラン」を策定し、夜間中学生徒を対象とした支援体制の構築を図るとともに、毎年実施する生徒アンケート結果を踏まえて支援体制の見直しをすることで、生徒のためになるよりよい夜間中学の実現を目指します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○令和5年4月開校に向けて設置準備中	○学び直し応援プランの策定及び実施		○生徒アンケートを基に、学び直し応援プランの中間見直し	○中間見直しを踏まえた学び直し応援プランの実施	

No.89 日本語指導に関わる教員等の研修の充実

35

日本語指導を必要とする児童生徒数の増加を踏まえ、教員による指導ができるように研修を進めていきます。その際、国の施策等を踏まえた指導を目指して、大学講師等、専門的な知識を有する講師の招聘を目指します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○日本語指導に関わる希望研修の充実及び教材等の情報提供 ○日本語指導担当教員や指導協力員等を対象にした研修の充実					

No.90 日本語指導における多様な人材や場の活用

35

母語による適応指導や日本語指導を行う外国人児童生徒指導協力員や、日本語指導について学んでいる大学生ボランティアを活用することで、効果的な日本語指導を目指します。また、落ち着いて日本語指導に取り組めるよう、外国人児童指導教室を整備します。

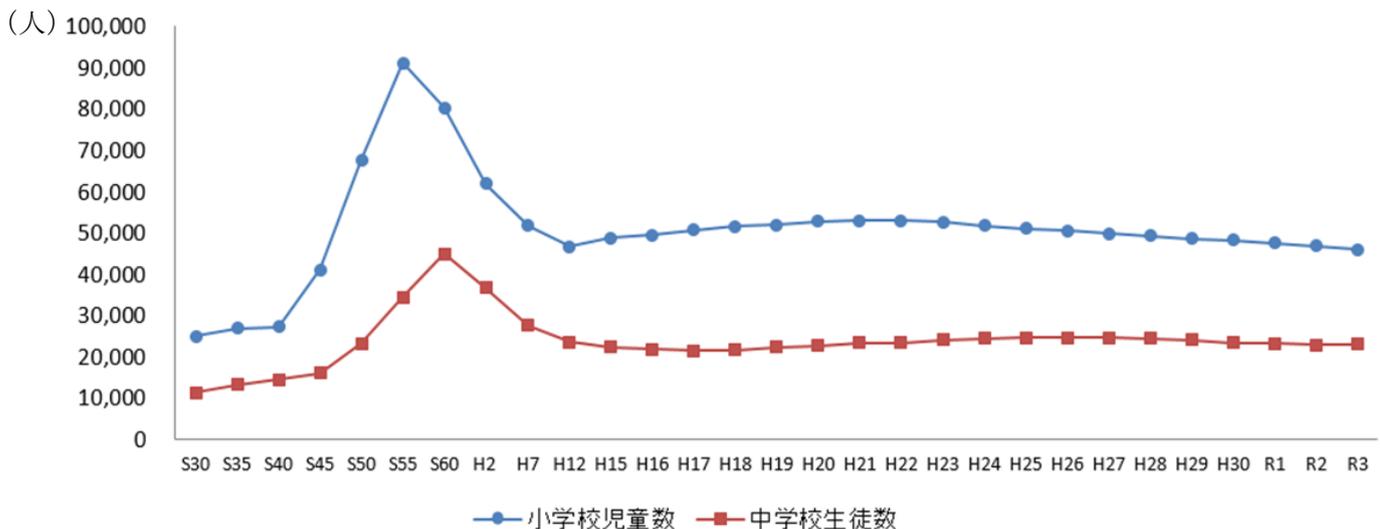
現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○外国人児童生徒指導協力員やNPO、学生ボランティア等、多様な人材の活用 ○外国人児童指導教室や様々な資料の活用					

參考資料

1 参考資料

1 小・中学校児童生徒数の推移

校種	小 学 校			中 学 校		
	学 校 数	学 級 数	児 童 数	学 校 数	学 級 数	生 徒 数
昭和 25 年	14 校	333 学級	16,635 人	7 校	133 学級	2,142 人
30	26	541 1/2	24,936	13	231	11,325
35	36	583	26,862	18	276	13,148
40	44	703	27,134	21	335	14,385
45	57	1,097	41,076	26	392	15,955
50	83	1,811	67,570	36	574	23,154
55	99	2,365	91,041	44	837	34,370
60	110	2,150	80,307	51	1,079	44,864
平成 2 年	110	1,890	61,850	52	977	36,686
7	114	1,698	51,695	54	913	27,621
12	118	1,560	46,539	56	701	23,477
15	119	1,629	48,679	56	664	22,250
16	119	1,663	49,445	56	650	21,754
17	120	1,699	50,623	56	660	21,522
18	120	1,742	51,604	56	668	21,638
19	120	1,791	51,877	57	698	22,273
20	120	1,822	52,781	57	714	22,644
21	120	1,844	52,941	57	745	23,308
22	120	1,854	52,848	57	745	23,346
23	117	1,854	52,569	57	767	24,076
24	116	1,857	51,734	57	769	24,313
25	113	1,833	51,037	56	784	24,558
26	113	1,838	50,518	56	785	24,511
27	112	1,814	49,857	55	791	24,565
28	112	1,805	49,318	55	775	24,302
29	111	1,823	48,535	55	767	23,994
30	111	1,812	48,142	55	752	23,330
令和元年	111	1,799	47,435	55	760	23,090
2	110	1,781	46,722	55	754	22,844
3	108	1,765	45,953	54	762	22,989



2 策定体制

(1) 庁内

①策定本部

本部長：教育長

副本部長：教育次長

委員：教育委員会各部長、学校教育部参事

(市長部局) 総務部長、総合政策部長、財政部長、こども未来部長

②幹事会

幹事長：学校教育部長

副幹事長：学校教育部参事

委員：教育総務部長、教育委員会内各課長、市長部局関係課長、

小・中校長会長、両市立高等学校長

※幹事会には、補佐級による作業部会を設置する。

③総合教育会議

首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めると示されていることなどから、第3次計画策定にあたっては、総合教育会議においても議論を行うこととする。

(2) 有識者からの意見聴取

計画の策定にあたり、学識者、民間企業関係者、学校・地域関係者、公募委員等で構成される学校教育審議会に対し諮問し、多様な意見をいただき計画に反映させる。

(3) 市民意見の反映について

①意識調査

P. 12～16 「3 保護者や教職員の意識について」のとおり

②パブリックコメント

重要な施策の意思決定の過程における透明性の向上を図るとともに、市民参加を推進するため、パブリックコメントを実施する。

3 第3次千葉市学校教育推進計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 第3次千葉市学校教育推進計画(以下「計画」という。)の策定及び変更に関し、必要な審議を行うため、第3次千葉市学校教育推進計画策定本部(以下「策定本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 策定本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び変更に必要な事項を審議すること。
- (2) その他計画の策定及び変更に関し必要な事項。

(策定本部)

第3条 策定本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 策定本部に本部長を置き、教育長をもってこれに充てる。
- 3 本部長は、会務を総理し、策定本部を代表する。
- 4 本部長は、策定本部の会議を招集し、その議長となる。
- 5 策定本部に副本部長を置き、教育次長の職にある者をもってこれに充てる。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 策定本部の円滑な運営を図るため、策定本部に幹事会を置く。

(幹事会)

第4条 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 幹事会に幹事長を置き、学校教育部長の職にある者をもってこれに充てる。
- 3 幹事長は、幹事会の会議を主宰する。
- 4 幹事会に副幹事長を置き、学校教育部参事の職にある者をもってこれに充てる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会は、計画に関する具体的事項を検討し、調整した結果を本部長に報告する。
- 7 幹事長は、必要に応じ作業部会を置くことができる。

(資料の提出等)

第5条 本部長及び幹事長は、それぞれの会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定本部の庶務は、学校教育部教育改革推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（策定本部）

教育長 教育次長 教育総務部長 学校教育部長 生涯学習部長 学校教育部参事	総務部長 総合政策部長 財政部長 こども未来部長
--	-----------------------------------

別表第2（幹事会）

教育総務部長 学校教育部長 学校教育部参事 教育総務部総務課長 教育総務部企画課長 教育総務部学校施設課長 教育総務部教育職員課長 教育総務部教育給与課長 学校教育部学事課長 学校教育部教育改革推進課長 学校教育部教育指導課長 学校教育部教育支援課長 学校教育部保健体育課長 学校教育部教育センター所長 学校教育部養護教育センター所長 生涯学習部生涯学習振興課長 生涯学習部文化財課長 中央図書館長	小学校長会長 中学校長会長 千葉高等学校長 稲毛高等学校長 総務部総務課長 総合政策部政策企画課長 財政部資金課長 こども未来部こども企画課長 こども未来部健全育成課長
--	--

4 策定スケジュール

日程	主 な 内 容
R3 5	第1回幹事会 [策定基本方針検討、意識調査内容検討、現状と課題 (R1 事務点検・評価)] 第1回策定本部 [策定基本方針決定、意識調査内容検討、現状と課題 (R1 事務点検・評価)]
6	意識調査 (保護者、教員)
7	学校教育審議会 [諮問、策定基本方針報告、意識調査報告、現状と課題 (R1 事務点検・評価)]
11	第2回幹事会 [施策骨子案検討] 第2回策定本部 [施策骨子案検討] 学校教育審議会 [施策骨子案]
12	第3回幹事会・策定本部 (書面開催) [施策骨子決定]
R4 3	学校教育審議会 [副題、アクションプラン検討] 総合教育会議
R4 5	総合教育会議
6	第4回幹事会 [計画案検討]
7	第4回策定本部会 [計画案検討] 学校教育審議会 [計画案検討]
8	政策会議
9	議員説明
10	パブリックコメント
11	第5回幹事会 [計画案検討] 第5回策定本部 [計画案検討]
12	学校教育審議会 [答申]
R5 1	教育委員会議 [計画策定] 完成 公表

2 用語解説 (50音順)

<あ行>

ICT【P43、他】

情報通信技術のこと。

Information and Communication Technologyの略。IT(Information Technology)とほぼ同義だが、ネットワーク通信による情報や知識の共有を念頭に置いた表現。

アフタースクール【P74、他】

放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営するもので、小学校の放課後において、希望する全ての児童を対象に、安全・安心に過ごせる居場所と多様な体験・活動の機会を提供する。

インクルーシブ教育システム【P89、他】

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組み。

SDGs【P33】

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

NPO【P103】

「Nonprofit Organization」の略で、民間非営利組織と訳すことができる。活動や活動地域にかかわらず、組織の性格を表す言葉。

<か行>

学習指導要領【P33】

文部科学省が告示する教育課程の基準のこと。小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の各学校と各教科で実際に教えられる内容とその詳細について、学校教育法施行規則の規定に基づき定めている。

学力向上アクションプラン【P41、他】

自校の児童生徒の学力の現状や課題をもとに、具体的な目標や取組を明確に示し、その実践・評価・改善を通して、児童生徒の学力向上を目指す行動計画。各学校において作成し、アクションプランに基づいた学校経営、学年・学級経営、教科経営を行うことで、計画的・総合的に学力向上に取り組む。

学級編制の標準【P42】

公立義務教育諸学校において、都道府県の教育委員会が定めた学級を編制する際の基準。現在の千葉県は、国の標準法に合わせ、小学校1年生は35人学級、その他の小学校中学校の学年は40人学級としている。

学校支援地域本部【P78、他】

児童生徒の健やかな成長、学校教育の充実発展、地域の教育力の向上及び地域コミュニティの活性化を図るため、保護者、地域住民、関係団体等が協力し、地域全体で学校を支援する組織。

また、学校支援地域本部等の活動をベースに、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から「総合化・ネットワーク化」を目指す新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展させていくことが必要であるとの平成27年12月21日中央教育審議会答申を受けて、地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方について、文部科学省で検討が進められている。

学校セーフティウォッチャー【P18、他】

児童生徒の登下校の安全を強化するために、登下校の時間帯を中心に見守り活動を行っていただく安全ボランティアの方のこと。

学校適正配置【P77、他】

子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の充実を図るため、学校規模と学校配置を一体のものとして検討し、小規模校や大規模校の学校規模の適正化を図り、教育上・学校運営上の諸問題を解消するための取組み。

学校図書館指導員【P50、他】

児童生徒の豊かな読書活動を推進したり、学校図書館の環境整備をしたりするために、全小・中学校に配置している指導員。

カリキュラム・マネジメント【P47、他】

各学校において、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

GIGA スクール構想【P33、他】

1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる国の施策。

キャリア教育【P29、他】

「キャリア」という用語は、生涯にわたる経歴、専門的スキルを要する職業についている等、その解釈・意味付けは多様だが、「キャリア教育」という場合には、「生き方そのもの」という意味で使われる。「キャリア教育」は、自立した社会人・職業人となるための、より良い生き方を支援する教育である。

キャリア発達【P48、他】

子ども自身が自己のよさや可能性に気づき、それぞれが夢や希望を持ち、その実現に向けて努力する過程。

キャリア・パスポート【P57】

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ。

教育支援センター（ライトポート）【P95、他】

不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会等が、学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰等を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。

県運動能力証【p60】

千葉県が小学校5・6年生児童及び中学、高等学校の全生徒を対象に8種目の運動検定を実施し、各記録が一定の水準に達する者に対して交付する合格証。

現場研究員【P70】

現場研究員として選考された教職員が、学校教育の課題解明と各校の研究推進者の資質向上を図るため、所属学校において研究に取り組む。

コミュニティ・スクール【P75、他】

教育委員会から任命された保護者や地域住民の方々が、一定の権限を持って学校運営に参画する「地域とともにある学校」の仕組み。

教職員定数【P42】

公立の小・中学校等に置くべき教職員の総数。

<さ行>**市運動能力検定【P61】**

小学校5・6年生の児童を対象に、5つの運動種目について、千葉市独自の達成基準を設け、達成状況によりA級、B級、C級の合格証を交付する検定。

自己肯定感【P48、他】

人との関わりを通して、進んで協力できた、自分から働きかけができた、誰かの役に立つことができた、という集団の一員としての自信や誇りを獲得すること。

CBT化【P41】

「CBT」とは、Computer-Based Testingの略称で、コンピュータ上で実施する試験を指す。紙の試験からコンピュータを使った試験へと移行していくこと。

小規模校【P77】

第2次千葉市学校適正配置実施方針では、小・中学校とも11学級以下の学校のこと。

小中一貫教育【P74、他】

学びの連続性を重視し、小・中学校9年間の一貫したカリキュラムや指導方法の工夫等を通して、一人ひとりの個性や能力をより一層伸ばすことを目指した教育。

情報モラル教育【P88】

情報社会を生き抜き、健全に発展させていく上で身に付けておくべき考え方や態度、及びネットワーク上で生じる様々な危険に的確に対処できる判断力等を養う教育。

食育【P59、他】

食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として行われる教育。

スーパーサイエンスハイスクール（SSH）【P76】

将来有為な科学技術系人材の育成のために、文部科学省が科学技術や理科・数学教育を重点的に行う高等学校を指定する制度のこと。

スクールカウンセラー【P93、他】

臨床心理に関する専門的な知識・経験を有する臨床心理士等。児童生徒の持つ様々な悩みの解消に向けて、学校内の相談室を中心に相談活動及び保護者や教職員に対する助言等を行う。

スクールソーシャルワーカー【P93、他】

児童生徒の問題行動等へ対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、関係機関等とのネットワークを活用するなど、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけて支援を行う専門家。

スクールメディカルサポート事業【P100】

市立学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒のうち、児童生徒の自己対応が難しい場合、教育委員会が医療的ケアを行う看護師（メディカルサポーター）の支援の必要性を検討し、派遣する。

スクールロイヤー【P93、他】

学校が抱える諸課題の円滑かつ迅速な解決を図るため、学校からの依頼に応じて、法律的視点からの助言を行う法務相談や、教職員を対象に、法を踏まえた適切な対応を行うための研修等の講師を行う弁護士。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査【P16、他】

全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、国、教育委員会・学校が子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することや学校が各児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的とした調査。平成20年度から小学校第5学年、中学校第2学年の児童生徒を対象とした8種目の実技調査と生活習慣等の質問紙調査や学校を対象とした質問紙調査を実施している。

専門研修【P91】

教職員の資質力量の向上を目指し、自己啓発や職務遂行能力を身に付けるための希望制の研修。

全国学力・学習状況調査【P10、他】

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的とした調査。平成19年度から小学校第6学年、中学校第3学年の児童生徒を対象として国語、算数・数学と、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査に分けて行われている。

Society5.0【P31】

狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。Society 5.0は、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより実現している。

<た行>

体力・運動能力調査【P61、他】

国(文部科学省)において、児童期から高齢期における国民の体力・運動能力の現状を明らかにするため実施している8種目の体力・運動能力調査。

大規模校【P94、他】

第2次千葉市学校適正配置実施方針では、小・中学校とも25学級以上の学校のこと。

確かな学力【P34、他】

①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③学習意欲などの主体的に学習に取り組む態度。

チーム学校【P72、他】

教員が児童生徒と向き合える時間を確保するなど、指導力を発揮できる教育環境の整備を図るため、教員以外の専門性や経験を有する専門的スタッフを学校に配置したり、従来の業務を改善したりすることでそれぞれの専門性を連携して発揮し、学校組織全体が一つのチームとして力を発揮するという考え方。

千葉市学力状況調査【P10、他】

児童生徒の学力を把握し、指導改善に活かすことで確かな学力を身に付けさせる目的で、小学校3・5年生及び中学校2年生全員を対象に実施している調査。(小学校：国・算・理・社、中学校：国・社・数・理・英及び意識調査を実施)

中高一貫教育【P77】

中学校・高等学校6年間の一貫した教育課程や学習環境のもとで学ぶ機会を提供し、生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現を目指すもの。中等教育学校、併設型の中学校・高等学校、連携型の中学校・高等学校、の3つの実施形態がある。

読書活動【P50、他】

児童生徒が楽しむために本を読んだり、読み聞かせを聞いたり、課題解決のために図書資料を活用したりする、読書に関わる主体的な活動で、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの。

特別支援学級【P9、他】

障害に応じた教科指導や、障害に起因する困難の改善・克服のための指導を行う学級の設置形態のこと。

特別支援学校【P9、他】

障害の重複化や多様化を踏まえた、障害種別にとられない学校の設置形態のこと。地域の特別支援教育のセンター的役割を担う。

特別支援教育【P9、他】

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援教育指導員【P101】

通常の学級に在籍するADHD児等のうち、学級での授業や活動に困難な状況にあり、緊急に対応が必要な児童生徒に対して、学級担任と協力して一人ひとりの教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、学校に一定期間配置する者。

特別支援教育介助員【P100】

特別支援学級又は通常の学級に在籍する常時介助が必要な児童の安全を確保するとともに、学級内の他の児童の学習保障及び担任教員の負担軽減のために、小学校に配置する者。

<は行>**不登校児童生徒【P9、他】**

年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）。

ブラインド型避難訓練【P81】

災害の発生日時や場所等をあらかじめ教えないで行う避難訓練。

フリースクール等【P97、他】

不登校児童生徒の社会的自立に向け、本人、保護者、学校と連携を図りながら、学習支援、体験活動、進路学習支援等を行う民間の機関。

放課後子ども教室【P74、他】

小学校の施設を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な人々の参画を得て、様々な体験・交流活動などを実施するもの。

<ま行>**メディアリテラシー【P74、他】**

メディアの特性を理解し、それを目的に合わせ適切に選択し、活用する能力であり、メディアから発信される情報内容について、批判的に吟味し、理解し、評価し、主体的能動的に選択できる能力。

<や行>**幼保小連携【P74】**

幼稚園・保育所・認定こども園から小学校への接続が円滑に行われるようにするため、相互の交流、情報共有、教育内容の連携等を図ること。

